

令和5年第5回防府市議会定例会会議録（その3）

○令和5年12月6日（水曜日）

○議事日程

令和5年12月6日（水曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 一般質問
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（24名）

1 番	吉 村 祐太郎 君	2 番	清 水 力 志 君
3 番	河 村 孝 君	4 番	宇多村 史 朗 君
6 番	藤 村 こずえ 君	7 番	曾 我 好 則 君
8 番	青 木 明 夫 君	9 番	梅 本 洋 平 君
10 番	和 田 敏 明 君	11 番	村 木 正 弘 君
12 番	石 田 卓 成 君	13 番	久 保 潤 爾 君
14 番	高 砂 朋 子 君	15 番	今 津 誠 一 君
16 番	山 田 耕 治 君	17 番	橋 本 龍 太 郎 君
18 番	上 田 和 夫 君	19 番	安 村 政 治 君
20 番	河 杉 憲 二 君	21 番	三 原 昭 治 君
22 番	田 中 健 次 君	23 番	松 村 学 君
24 番	森 重 豊 君	25 番	田 中 敏 靖 君

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

市 長 池 田 豊 君 副 市 長 能 野 英 人 君

教 育 長	江 山 稔 君	代 表 監 査 委 員	末 吉 正 幸 君
上下水道事業管理者	河 内 政 昭 君	総 務 部 長	白 井 智 浩 君
人 事 課 長	大 倉 孝 規 君	総 合 政 策 部 長	永 松 勉 君
文化スポーツ観光交流部長	杉 江 純 一 君	生 活 環 境 部 長	金 澤 哲 君
健 康 福 祉 部 長	石 丸 典 子 君	産 業 振 興 部 長	藤 井 一 郎 君
土 木 都 市 建 設 部 長	石 光 徹 君	入 札 検 査 室 長	河 村 明 夫 君
会 計 管 理 者	廣 中 敬 子 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	栗 原 努 君
監 査 委 員 事 務 局 長	國 澤 明 君	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	須 藤 千 鶴 君
消 防 長	米 本 静 雄 君	教 育 部 長	高 橋 光 男 君

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 寺 畑 俊 孝 君 議 会 事 務 局 次 長 石 井 朋 子 君

午前10時 開議

○議長（田中 敏靖君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（田中 敏靖君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。8番、青木議員、9番、梅本議員、御兩名にお願い申し上げます。

一般質問

○議長（田中 敏靖君） 議事日程につきましては、昨日に引き続き一般質問でございます。よろしくお願いたします。

これより質問に入ります。最初は、14番、高砂議員。

〔14番 高砂 朋子君 登壇〕

○14番（高砂 朋子君） おはようございます。本日は、傍聴席にろうあ連盟の方々や新田地域の方々がお見えでございます。どうかよろしくお願いたします。

手話通訳の方の御協力による質問となりますので、御紹介をさせていただきます。傍聴席にいらっしゃるの方々に対し、感謝を申し上げるとともに、手話通訳の方に心から御礼を申し上げたいと思います。それでは、どうかよろしくお願いたします。

第1項目として、医療体制の充実について質問いたします。

私は、市民の皆様が健康で安心して暮らせる防府市にと願ひ、医療体制の充実のため、

平成19年12月、産科医不足への対応、同25年3月、休日・夜間の一次・二次・三次の各救急医療体制の周知、#8000の周知、小児の夜間・休日の救急センターの設置、かかりつけ医の定着、そして、同27年3月、休日診療所の充実、令和元年9月、小児救急医療体制の充実等、折に触れ要望してまいりました。

現総合計画において、医療体制の充実として、「市民が安心して医療を受けられるよう、防府医師会などと連携して医療体制の充実に努める」とあります。

老朽化した県立総合医療センターの移転先が、現在、市が整備を進めている広域防災広場の隣接地とされ、改めて、市内の医療体制の充実が求められる重要な時期を迎えているのではないかと感じ、今回取り上げることにいたしました。

県は、令和4年5月、県立総合医療センター機能強化のための基本構想検討委員会を立ち上げ、本年10月に基本構想を策定しています。

概要によりますと、将来にわたって山口県医療の中核的役割を果たしていくため、高度急性期医療の強化として、がん治療センター、脳神経疾患センター、心臓血管治療センター、糖尿病センター等の新設、そして、最先端医療への取組として、周産期母子医療、遺伝子医療、そして治験・臨床研究等の取組、また、政策的医療への対応として、災害・感染症・有事等への医療対応、地域医療への貢献として、小児難病のための小児医療センター新設、僻地医療拠点機能の充実を挙げております。命に関わる重篤な患者に対応する三次救急としての役割が明確にされ、医療機能強化の方向性の詳細が示されました。

昔は中央病院、今は県総と呼び、私ども市民にとっては身近で親しみのある病院です。市内での移転、そして、機能強化決定により、将来にわたって大きな安心を得ることができたと思います。

一方、昨今では、医師不足・看護師不足が問題となっており、今後、生活に密着した医療を持続的に確保する体制を構築していく必要があります。

現在、本市の夜間の応急体制ですが、一次救急について、小児は山口・防府地域夜間子ども急病センターがありますが、成人については内科の対応がないため、入院治療や手術を必要とする二次救急の輪番病院か、命に関わる重篤な救急対応の三次救急の県立総合医療センターでの受診となっている状況です。

二次救急の輪番病院は5院、外科・専門病院もあり、また、病院が日々変わることから、初診料は紹介がない場合は7,700円と、決して安くはない料金に戸惑いを感じながらも、県立総合医療センターを受診しているという声を聞きます。

市民が安心して医療を受けられるよう、さらなる医療体制の充実が必要ではないでしょうか。三次救急である総合医療センターが本市にあることを生かし、市民にとって安全・

安心のために医療体制が構築できるよう、一次救急の充実を図るべきと考えます。本市の御所見を伺います。

○議長（田中 敏靖君） 14番、高砂議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 高砂議員の医療体制の充実についての御質問にお答えいたします。

私は、市民の皆様の安全・安心を第一に考えており、子どもから高齢者まで、健康で笑顔の絶えない、明るく豊かで健やかなまちづくりを推進しています。

高砂議員におかれましては、これまでも小児救急医療体制整備をはじめ、本市の医療体制等について一般質問をされております。

こうした中、市では、医師会をはじめとする関係機関の御協力の下、山口赤十字病院における山口・防府地域夜間こども急病センターの開設などを行ってまいりました。また、近年、医師不足・看護師不足が全国的な問題となる中、先月14日には、県立総合医療センターと県看護協会が協定を結ばれ、看護人材の確保とその育成について、さらに連携されることとなり、地域医療がますます充実するものと期待しております。

議員御案内のとおり、県におかれましては、県立総合医療センターの建て替え先として、全県からのアクセスがよく、また、市が整備を進めている広域防災広場との緊密な連携により、災害等への対応力を効果的に強化できることなどから、防災広場の隣接地に整備されることとなりました。

県立総合医療センターは、命に関わる重篤な患者に対する三次救急医療機関であり、建て替えに際し、救急医療や周産期・生殖医療、医療人材育成等の機能強化を図られることとなっております。

私は、県に対して防府市内での建て替えの要望を行ってきた結果、機能強化される県立総合医療センターが引き続き防府市内に整備されることで、市民が将来にわたって大きな安心を得ることができたものと考えております。

さらに、これを受け、市民生活がより安心なものとなるよう、比較的軽症の患者に対応する一次救急、手術や入院が必要な患者に対応する二次救急をしっかりと整備し、県立総合医療センターの三次救急医療機関としての機能が十分に発揮される環境を整える必要があります。

そのためには、夜間の一次救急医療体制を整備する必要があり、現在、防府医師会、防府薬剤師会、山口県防府保健所、県立総合医療センターの医師等による協議会を立ち上げ、様々な立場からの御意見をお聞きしながら検討を重ねております。

具体的には、本市においては、医師の高齢化も進んでおり、今後、医師不足が懸念されることから、医師不足の中にあっても一次救急医療体制が維持できるよう、夜間一次救急にオンライン診療を導入することを検討しております。来年度にはモデル的に実施し、その結果を踏まえ、改善を図った上で、次期総合計画が始まる令和8年度からは、オンライン診療も活用した医療体制が確実に実施できるよう努めてまいります。

私としましては、県立総合医療センターが市内にあることを生かし、防府医師会、防府薬剤師会、そして山口県をはじめ、関係機関と連携し、山口県のモデルとなるような防府市の安全・安心な一次・二次・三次救急医療体制が構築できるよう、しっかりと取り組んでまいります。

以上、御答弁を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（田中 敏靖君） 14番、高砂議員。

○14番（高砂 朋子君） 御答弁ありがとうございました。市長は、平日頃から安心・安全を第一におっしゃっていただいていることが、医療の充実に対しても明快にお考えであるんだなということを感じました。市民の皆様にとってさらに安心につながる医療体制充実の方策を示していただいたと思います。

一次救急、二次救急をしっかり整備していくこと、そして、三次救急である県総の機能が十分に発揮される環境を整える必要があるという御見解だったと思います。一次救急、二次救急の充実を図って、さらに、市内に県総があり続けることの意義というのは本当に大きいと思います。

そのために、夜間の一次救急医療体制の整備に向けて、今、オンライン診療の導入を関係機関の皆様と協議会を立ち上げて検討しておられるということをお聞きいたしました。コロナ禍、診断や処方等の診療が遠隔でできるということは大変大きな意義があると思っております。まずは、来年度、モデル的にということでもございましたし、山口県のモデルとなるようにというような力強い御答弁もあったわけでもございますけれども、どうかよろしくお願いいたします。

そこで、再質問を1点させていただきます。

モデル的に実施ということでもございますが、その先の本格的実施に向けて、この期間の市民の皆様への周知が大変重要になってくると思います。利用される方は本当に幅広いわけですが、どのように周知していかれるのか、そのお心構え、また、方策等があれば教えていただきたいと思っております。

○議長（田中 敏靖君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（石丸 典子君） 御質問にお答えいたします。

オンライン診療の導入に当たっては、市民の皆様が安心して御利用いただけるよう、どの医師が診療するのか、お金はどのように払うのか、また、薬はどこで受け取るのかなど、丁寧な説明をする必要があると考えております。

そのため、分かりやすいリーフレットや各種SNS、また、防府市LINE公式アカウントの活用など、市民の皆様へ効果的な周知に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（田中 敏靖君） 14番、高砂議員。

○14番（高砂 朋子君） ありがとうございます。一人でも多くの方が防府市で安心して医療を受けられる体制づくりを、関係機関の皆様の御協力の下、進めていっていただくようお願いをいたします。

それでは、2項目めに入ります。

第2項目として、障害者福祉の充実について質問いたします。

私ども公明党は、誰もが安心して暮らせる、誰も置き去りにしない地域共生社会の構築が重要とし、その実現に向けて取り組んでおります。

私は、令和2年12月の一般質問において、障害者の方々のコミュニケーションをどう支えていくのか、安心につなげていくのかという視点から、手話言語条例等関係条例の制定、多様なコミュニケーション手段の確保、必要とされている方々への御案内の周知、担い手の育成等を要望させていただきました。

本市は、令和4年4月、全ての人が障害の有無にかかわらず、障害の特性に応じたコミュニケーション手段により意思疎通を図り、暮らしやすい地域社会を実現することは大変重要とし、防府市障害の特性に応じたコミュニケーション手段の理解及び利用の促進に関する条例、いわゆるコミュニケーション条例を施行しました。

国においては、令和4年5月に、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行され、全ての障害者があらゆる分野の活動に参加するため、情報の十分な取得・利用、円滑な意思疎通が図られるよう、施策の推進に当たるよう求めています。

障害者等の意見の尊重とあり、障害者、障害者の保護者、その他の関係者の意見を聞き、その意見を尊重するように努めなければならないとあり、今後の取組に当たっては、幅広く御意見を集約し、反映していく必要があります。

このような背景から、以下2点について伺います。

1点目、国の示す基本的施策の下、本市のコミュニケーション条例における施策の推進方針に沿った取組状況を伺います。

県は、令和元年、手話言語条例を制定しております。本市において、手話は言語であるとの認識を広げ、手話が広く理解され、利用しやすい環境づくりが必要と考えます。本市の御所見を伺います。

2点目、先日、公明党県本部として、県ろうあ連盟の方々のお話を伺いました。県内において、手話通訳者の平均年齢は64歳、高齢化と若手の育成が大きな課題とのことでした。御支援いただいている各支援者団体におかれましても同様ではないでしょうか。本市の円滑な意思疎通を図るためのコミュニケーション支援者の確保及び育成状況を伺います。

次に、聴覚障害者とのコミュニケーションの橋渡しをする重要な役割を担っていただいている手話通訳者の方々の処遇改善の必要性についてお聞きします。

一般社団法人全国手話通訳問題研究会の2020年度調査では、手話通訳制度の抜本的改善が必要だとして、非正規雇用が大半となっている現状、非正規雇用の高止まり、高齢化、低い社会的評価などの課題を報告しています。

手話通訳者になるためには、最低でも四、五年はかかり、専門性が必要な手話通訳士となれば、さらに年数を要します。資格を取った後の熟練の期間も必要であり、持続的人材確保のため、広く育成ができるよう取り組んでいく必要があります。

聴覚障害者の方々の日常生活を安定的にサポートするためには、本市において、手話通訳者の専門職としての正規雇用化、体制の充実を進めることが重要と考えます。本市の御所見を伺います。

○議長（田中 敏靖君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。健康福祉部長。

○健康福祉部長（石丸 典子君） 高砂議員の障害者福祉の充実についての2点の御質問にお答えします。

まず、1点目の防府市障害の特性に応じたコミュニケーション手段の理解及び利用の促進に関する条例の施策推進方針に沿った取組状況と、手話は言語であるとの認識を広げ、手話が理解され、利用しやすい環境づくりについてです。

議員御案内のとおり、本市では、昨年4月1日に、防府市障害の特性に応じたコミュニケーション手段の理解及び利用の促進に関する条例を施行し、7月には、条例の趣旨に基づき、アスピラート1階市民スペースにて、点字、手話、要約筆記などのコミュニケーション手段を紹介するほか、障害者の芸術作品の展示や目隠しにより視覚障害を体感できる障害体験などを行いました。その際には、訪れた多くの市民の方から実際に点字をやってみて、もっと勉強したいと思った、目が見えない大変さが分かったので困っていたら声をかけようと思ったなどのお言葉をいただき、障害やコミュニケーション手段について理解していただくことができたと考えております。

また、災害時には、聴覚や言語機能等に障害のある人に対して、迅速で正確に情報を届ける必要がありますことから、この8月に、市内の指定避難所へ簡易筆談器を配備いたしました。

さらに、昨年10月からの広報番組ほうふほっとラインの放送において字幕を表示し、本年1月からは手話通訳を表示することで、聴覚障害のある方にも正確に情報をお伝えできるよう努めております。

また、本年10月には、話した言葉が瞬時に文字として表示される音声表示システムを障害福祉課窓口を設置するなど、デジタル技術も活用しながら円滑な意思疎通を図っているところでございます。

今後も、防府市総合社会福祉大会やほうふ福祉まつりなどにおいて、障害に関する展示や体験を実施したり、最新のデジタル技術に留意するなどして、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の理解と利用の促進に努めてまいります。

また、手話が言語であることや手話への理解を広めるため、先ほどの広報番組のほか、手話奉仕員養成講座の開催や手話通訳者の派遣、市広報での手話コーナーの連載等を行っております。来年度には、市の職員が窓口で初歩的な手話を使えるように、手話講座の開催を検討しております。

今後も、様々な御意見を伺いながら、手話への理解と利用の促進、手話が言語であることの啓発に取り組んでまいります。

次に、2点目のコミュニケーション支援者の確保及び育成状況と手話通訳者の処遇改善についてです。

本市では、コミュニケーション支援者の確保及び育成のため、点訳奉仕員、要約筆記者、手話奉仕員の養成講座をそれぞれ開講しています。令和4年度の各養成講座の修了者数は、点訳が3人、要約筆記者が1人、手話が7人となっております。

なお、今年度の手話奉仕員養成講座は、昨年放映されたテレビドラマの影響もあり、昨年度20人だった受講者数が倍の40人となっており、この機を逃さず、人材の確保に努めてまいります。

市といたしましては、一人でも多くの方にコミュニケーション手段と接する機会を増やせるよう、講座の在り方などを工夫しながら、裾野を広げ、コミュニケーション支援者の確保に努めてまいります。

次に、市の手話通訳者につきましては、現在2人のパートタイム会計年度任用職員で対応しております。今後、手話通訳者の労働環境の改善と担い手の育成のため、先ほどの音声表示システムの運用に加え、手話通訳者を1人増員し、3人体制にする予定としており

ます。

今後も、障害のある人をはじめ、全ての市民が住み慣れた地域で共生し、安心して生きがいを持って暮らせるよう、障害者施策に取り組んでまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（田中 敏靖君） 14番、高砂議員。

○14番（高砂 朋子君） コミュニケーション条例施行後の取組を詳しく御紹介していただきました。ありがとうございました。市民の皆様が障害者の方々と交流することや、点字、手話、要約筆記等、あらゆるコミュニケーション手段に直接触れることは大変重要なことだろうと思います。支援のための講座の在り方を工夫しながら、裾野を広げていきたいというような御答弁だったかと思います。

私も、個人的に手話に関して学びたいと思ひまして、初級講座を2年続けて申し込みましたけれども、タイミング悪く、申し込むことができませんでした。やはり、意識をしてくださっている方は、市内にたくさんいらっしゃるのではないかと思います。ぜひとも、支援者の確保にもつながるような取組をしていただきたいと思います。市の職員への手話講座の検討は、ぜひとも形にしてもらいたいと思います。

前回に続いて、手話は言語であることの啓発について質問をいたしました。今後取り組んでいくとの御答弁だったと思いますが、ぜひとも具体的に条例制定に向けて、障害者、障害者の保護者、関係者の皆様方の御意見を広く聴取していただきまして反映し、実りある形にしてもらいたいということをお願いしておきます。

手話通訳者の処遇改善については、踏み込んで要望いたしました。3人体制に拡充とのこと。すぐに正規職員へというわけにはいかないのかもしれませんが、専門職であることは御紹介したかったわけでございます。今後の処遇改善に期待をしたいと思います。

10月に、音声表示システムが新しく設置されたということで、私も見てまいりました。デジタル技術の導入は、これからも積極的に取り組んでいただきたいと思います。

県ろうあ連盟の方に、日常的な話題やいざというときの防災情報等の提供ということで、インターネット環境の下での聞こえない人、聞こえにくい人が主人公のテレビ局「目で聴くテレビ」のことを教えていただきました。こういったことも今後必要になってくるのではないのでしょうか。

また、ある企業から、音声コード表示つきの封筒が我が家に届きました。視覚障害のある方は、必ずしも点字が読めるわけではなく、音声によって情報を得ておられます。封筒の端に小さな半円が切り欠きされており、そこを指で確認し、そばの音声コードを視覚障害者用活字文書読み上げ装置で読み取るという方法でございます。こういった技術もしつ

かり取り入れて、取組も検討していただきたいと思います。

私ごとで恐縮ですが、これまで幼い頃から視覚障害のおばや身体障害のいとかたちと生活する機会が多くありました。そのことは、一緒に楽しいことを考え、行動することを教えてくれたとっております。今は、いとも高齢者になり、施設に入所しております。私は、いとこの引受人として、定期的な手続のため、本市の障害福祉課に大変お世話になっているわけでございます。障害者手帳を所持している長年の友人も何人かおります。僅かでも、様々な障害者の方々の御苦勞を知ることができたと感謝しております。

小さい頃の障害者の方々との触れ合い体験は、本当に大切だと思っております。ある障害者支援に従事されている方は、10歳までに経験することの意義は大きいと言われていました。

先日のほうふ日報に、華城小4年生が福祉学習の一環で車椅子バスケットを体験。車椅子利用の苦勞に児童が思いをはせた、という記事が紹介されておりました。

そこで、教育長にお尋ねをいたします。児童・生徒がどのような形で障害者の方々と触れ合ったり、福祉を学んでいるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（田中 敏靖君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） 御質問にお答えします。

手話体験を含む福祉体験学習は、小学校において多くの学校で実施がされています。また、5年生の国語の教科書の巻末には「点字と手話」という教材もございます。

手話体験については、現在、小学校17校中13校で実施をしております。また、ほかにもアイマスク体験、車椅子体験、点字体験など、多くの小学校で福祉体験学習を行っております。今、議員が言われました車椅子バスケット、あるいはボッチャの体験を取り入れている学校もございます。

今後、子どもたちがお互いの人権や尊厳を大切に、支え合い、誰もが生き生きとした人生を送ることができる共生社会の担い手となるよう、福祉体験を含む様々な学習をこれからも大切にしていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（田中 敏靖君） 14番、高砂議員。

○14番（高砂 朋子君） ありがとうございます。様々な学校で福祉体験学習が進んでいるということでした。子どもたちが他者に思いをはせる経験ができるよう、お力添えをどうかこれからもよろしく願いをいたします。防府市の子どもたちが、私も簡単な手話しか本当にできないわけですが、挨拶など簡単な手話ができるということも素敵なことだろうと思います。どうかよろしく願いをいたします。

2025年は、東京デフリンピック競技大会、共生社会実現のため、ぜひとも同大会を盛り上げていただきたいと思ひますし、デフスポーツの啓発・普及のサポーターにと、御案内をろうあ連盟の方々からもいただきました。市民に知っていただく、触れ合うよい機会だと思ひます。どうぞよろしくお願ひをいたします。

先日、高齢者施設に入所された方からの声も御紹介しておきます。

難聴で施設内でのコミュニケーションに大きな不安があるとのこと。御家族もコミュニケーションが取れないことで引き籠もり、認知症になってしまうのではないかと心配されておりました。そのときに、補聴器助成の相談も受けたわけでございます。この点については改めて取り上げていきたいと思っておりますが、必要性を感じております。昨日、その御家族に偶然お会いしましたので、施設に入られた方の様子を聞きますと、一気に認知症が進んでいるということが大変心配されておりました。こういったことにも目を向けていくべきではないかと感じております。

以上、障害のある方もない方も分け隔てなく、お元気に希望を持ってまちづくりが進む防府市で過ごしていただけるよう、共生社会の実現に向けて、今後の取組に大きな期待を申し上げ、この項の質問を終わります。

最後の項目として、安全・安心を第一にしたまちづくりについて質問をいたします。

現総合計画の下、安全・安心を第一にしたまちづくりとして、防府のまちの防災ネットワーク構築のため、佐波川右岸地域への防災広場の整備や文化福祉会館解体後の跡地への防災広場の整備に向けて、取組が進んでおります。

令和7年1月供用開始の防災拠点機能を備えた新庁舎を軸に、新たな道路網の構築とともに、消防署や山口県立総合医療センター、防災広場などの防災・医療拠点をつなぐ防災ネットワークが着々と進んでいることは、市民にとって大きな安全・安心につながります。

本市は、平成21年の豪雨・土砂災害を教訓に、県内でも先進的な防災・減災の取組を、地域の皆様の御協力の下、共に進めてまいりました。しかしながら、近年の異常気象、洪水や土砂災害を引き起こす線状降水帯による大雨発生回数の増加、南海トラフ巨大地震発生への不安等から、さらなる防災・減災の取組が求められます。

そこで2点伺います。

1点目、これまで積み上げられてきた、また、今後計画されている防災・減災の命を守るハード面の対策とともに、自助・共助の重要性もあることから、市民の方々の防災意識向上について伺います。

ここで、最近の防災イベントについて御紹介いたします。

9月2日開催の防府市防災士等連絡協議会主催の防災イベントでは、「女性が力を発揮

するこれからの地域防災」と題しての円卓会議、子どもたちも参加し、子ども防災士になりたいとの頼もしい発言も聞かせていただきました。

近年、女性防災士も増えているとのこと。防災活動に女性が入りにくい現状がある中で、子育てや食事等の場面で女性の知恵や経験を生かしていくことが重要。様々な立場、組織、行政も地域も学校も企業も連携し、防災を共通課題として楽しくイベント性を加味した活動を、そして、参加するきっかけづくりをしてほしいと話されました。防災士の皆様の日頃からの啓発活動に、心から敬意を表したいと思います。

また、11月1日には、防府市防災セミナーが開催され、多くの市民が参加されました。池田市長自らの「防災への私の思い」とする講演では、小学生の頃の台風日誌を紹介され、今日に至るまでの防災への熱い思い、今夏の大雨への対応、自助の重要性、防災ネットワークの構築に係る各施設の紹介、Jアラート発令等を披露されました。中でも、防災対策には万全はなく、土砂災害警戒区域に避難指示を発令された大雨対応における新たな課題に対して、その改善に取り組んでいくとのお話が印象に残りました。大道地域においても、該当地にお住まいの方から不安な声を聞いていたからです。

山口大学名誉教授、三浦房紀先生は、南海トラフ巨大地震は2033年、10年後にはかなりの確率で発生する。高知県沖で発生すると、防府市では、緊急地震速報が出た後、揺れは30秒後に起き、津波は2時間後に3.5メートルで到達。防府市は、防府市ならではの防災・減災対策をと話されました。会場には、自治会長や防災士の方々も多く参加されており、それぞれの地域でも、このような講座をもっとやってほしい、みんな知らないことがたくさんあると言われていました。知ることから、意識を変えるところから防災は始まると感じた次第でございます。防災出前講座をもっと地域に向かって積極的に、多角的に行っていくべきではと考えております。

11月14日、総務委員長として、新田地域自治会連合会との意見交換会に参加させていただきました。防災に関する現場ならではの活発な御意見、課題が多く出され、それぞれの場所で行動を起こしておられました。市民の方々が防災意識を持つことの重要性を感じたわけでございます。

改めて、市民に向けた防災啓発活動の状況、取組をお聞かせください。

2点目、樋門の維持管理を個人で受託して下さっている方々の高齢化、後継者不足の問題について伺います。

この問題については、平成24年3月の一般質問で取り上げ、以来、予算及び決算審議の折に何度も問題提起させていただきました。人口減少、少子高齢化の及ぼす人手不足の厳しい現状は、樋門の維持管理にも及んでおります。

先ほど御紹介した新田地域での意見交換会においても、防災の観点から樋門管理は絶対必要だと分かっているけれども、高齢化が進み、危険を伴う場面もあるとのこと。深刻な状況であると訴えられました。ぜひ見に来てくださいとお誘いを受け、先日、個人で管理されている樋門管理の様子を、曾我副議長、近隣の自治会長さんらと共に見学させていただきました。樋門にたまるごみ回収の様子を拝見いたしました。足場も不安定、安全柵もない、足がすくむような高所での作業で、危険極まりないものでした。

管理されている方は70歳。毎日、お仕事終わりの18時頃、この時期はヘッドライトをつけての作業を一人でされていると伺いました。感謝の思いを越えて、命がけだねと皆さん口々に心配されておられ、私もこの実態はこの場でお伝えしなければならないと感じた次第でございます。

本市の管理人の現状、対応について伺います。

○議長（田中 敏靖君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 高砂議員の安全・安心を第一にしたまちづくりについての2点の御質問のうち、私からは、1点目の市民への防災啓発活動に関する御質問にお答えいたします。

私は、市長就任以来、市民の安全・安心のため、防災を市政の最重要課題の一つとして取り組んでおり、安全・安心の拠点となる新庁舎の整備を、令和7年1月の供用開始に向け、進めているところでございます。

これに併せ、災害対策の24時間体制の継続等を見据えた専門的知見を有する防災マネージャーの増員や、新たな災害対策本部システムの構築等を進めており、新庁舎においては、入居される県の土木建築事務所等としっかり連携し、災害対応体制の強化を図ってまいります。

そして、佐波川右岸広域防災広場につきましては、この10月末に、県において県立総合医療センターの防災広場隣接地への移転・建て替えを決定されたことから、医療センターが隣接することを最大限生かして広場整備を行うとともに、消防署東出張所の移転・建て替えや三友サルビアホールと一体となった防災広場整備など、防災ネットワークを構築してまいります。

それでは、1点目の御質問にお答えいたします。

本市では、関東大震災から100年の節目を迎えた本年、防災リーダー研修会や地域防災訓練、防災講座等に加え、小・中学校等への浸水想定深を示す看板設置やソラールでの防災企画展の開催などを実施してまいりました。

先月には、アスピラートにおいて、防災セミナーを開催し、防災士等連絡協議会の宮本会長による事例発表や、山口大学の三浦名誉教授による南海トラフ巨大地震への対応について御講演をいただきました。

そして、私からは、市の災害対策本部における今年の6月30日から翌日にかけての大雨への対応をはじめ、避難情報の中でも、特に高齢者等避難や避難指示が重要であること、そして、何よりも自分の命を守るため、まずは助かりたいという気持ちを強く持つことが大切であることなどをお話いたしました。

さらに、このたびの大雨対応での情報伝達に対する課題を踏まえ、防災行政無線による避難情報を短く分かりやすくすることや、土砂災害警戒区域、いわゆるイエローゾーンにお住まいの皆様、命の危険に直結する区域であることを改めて周知すること、避難情報を確実に伝えることなどの対策を講じていくことを説明いたしました。

先ほど、議員からは、このセミナーの内容をもっと市民に知ってほしいとのお話でしたが、私も、まずは助かりたいという強い気持ちを持って避難することの大切さをしっかりと市民の皆様にお伝えしていく必要があると考えております。

このため、防災担当職員が中心となって、県下最多の250名の会員を有する防災士等連絡協議会と連携し、市内各地域の自治会等に出向き、精力的に防災講座を開催してまいります。

開催に当たっては、最優先に土砂災害警戒区域内の約5,000世帯を対象に行うこととし、来年の出水期までに、土砂災害は命の危険に直結するものであることをしっかりとお伝えしてまいります。

そして、市内の土砂災害警戒区域等、リスクの高い区域の方には、避難情報の中でも、特に高齢者等避難や避難指示が重要であることが確実に伝わらなければなりません。そのため、避難情報を確実に伝えるための新たな手段・方策について検討をしているところでございます。

今後とも、市民の皆様にも助かりたいという強い気持ちを持って避難していただけるよう、自治会や防災士等連絡協議会と連携し、防災対策を市政の一丁目一番地として、覚悟を持って取り組んでまいります。

以上、御答弁申し上げます。

なお、残りの質問につきましては、産業振興部長のほうから御答弁させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（田中 敏靖君） 産業振興部長。

○産業振興部長（藤井 一郎君） 次に、2点目の樋門管理人の現状と対応についての御

質問にお答えします。

樋門は、大雨や台風などによる高潮や洪水などから市民の生命や財産を守るために大変重要な施設です。

市が管理している樋門は、漁港関係が10か所、農村関係が27か所、河川関係が6か所、下水道関係が3か所の合計46か所ございます。

現在、それらの管理に当たっては、山口県漁業協同組合や自治会、また水利組合等の団体のほか24か所を地域の状況をよく理解しておられる19名の個人の方をお願いしており、毎年度、受託の意向についてお聞きした上で、契約をさせていただいております。

議員御案内のとおり、樋門の維持管理をする中で、高齢化が進み、危険を感じる場面もあるという声も伺っております。

そうした中、議員御指摘の新田地区の樋門につきましては、作業の支障となる漂流物等が樋門にかからない工夫を行い、より安全に作業できるよう、足場の改良等、作業環境の改善対策を講じてまいります。

その他の樋門についても、管理人の皆様の御報告を受け、個別に対応しているところですが、管理人の方が安全に操作できるよう現場を確認し、よりよい対策を検討してまいります。

樋門の操作・管理は、潮位の変化や降水量等によって適切に行う必要があります、また異常時の迅速な対応が求められることから、地域の状況に精通された施設の近隣の方や自治会等が適任と考えております。

後継者不足の問題につきましても、市民の安全・安心の確保の観点から、自治会等の団体への委託も含め、地元の御意見をお聞きしながら進めていきたいと考えております。

樋門は、台風時の高潮や地震発生時の津波などの災害時に、市民の生命や財産を守るために非常に重要な施設です。

今後も、引き続き、管理人の皆様のお力をお借りしながら、樋門の管理に努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（田中 敏靖君） 14番、高砂議員。

○14番（高砂 朋子君） ありがとうございます。安全・安心なまちづくりについて、2点質問をさせていただきました。

まず、防災対策ですが、精力的に進んでいる防災ネットワークの構築の現状を紹介していただきました。要望いたしました自治会などでの防災講座を精力的に開催していくとの御答弁だったと思います。まずは、来年の出水期までに、土砂災害警戒区域内の約5、

000世帯に出向かれてというようなことだったと思います。リスクの高い地域にお住まいの方々のところへ足を運んでいただいて、その地域における避難情報の重要性を確実に伝えていただくことが重要だろうと思います。

また、新たな情報手段も検討という御答弁もあったかと思いますが、具体的に進めていただけることを期待しております。どうかよろしく願いをいたします。

それから、樋門管理のことについてでございますが、前回取り上げたきっかけは、長年、樋門管理をされている高齢女性の御苦勞を聞いたことからでございます。365日、旅行も行かず、体調の悪いときも、樋門のことを気にしながら、天候を気にしながら暮らしている。ごみの撤去作業は、つらいときもあった。これが使命と頑張ってきたが、これが何年できるか心配でならない、と言われたわけでございます。

個人受託の方は19名とのことで、毎年意向を聞いてくださっているとのことでございましたけれども、恐らく受託されている方の思いも一緒だろうと思います。

新田地区の樋門については、御回答がございましたが、安全に作業ができるよう改善していただけるとのことでございます。今日お見えになられている関係者の皆様も大変喜ばれると思います。ぜひともよろしく願いをいたします。

他の樋門についても、しっかり現場を見ていただいて、安全に操作ができるよう最善を尽くしていただきたいということを強く要望しておきます。

後継者不足の問題についても、お一人に負担が集中して大変なところもあると思います。安心して継続的に受託できる仕組みづくりをどうぞよろしく願いをいたします。

以上で、私の質問を終わります。本日は、大変ありがとうございました。よろしく願いいたします。

○議長（田中 敏靖君） 以上で、14番、高砂議員の質問を終わります。

○議長（田中 敏靖君） 次は、23番、松村議員。

〔23番 松村 学君 登壇〕

○23番（松村 学君） 「防府一番」の松村学でございます。よろしく願いいたします。通告に従い、このたびは防府市の産科不足対策について、安心して子どもが産める防府を目指してと表題をつけて質問いたします。

この質問をするきっかけになりましたのが、皆様御存じの方もいらっしゃると思いますが、本年10月8日に娘を授かりました。名前は朱莉と命名いたしました。本当親ばかりでございますが、ぶちかわいいです。毎日幸せでございます。

今年も、防府市、人口自然増になるよう、我が身をもって、防府の出生率を上げさせて

いただきました。出産の経験は、14年前に長男が誕生して以来で、前回の記憶も薄っすらで、あたふたして情けないことになり、今回改めて出産の大変さを目の当たりにしました。ここにいる皆様のほとんどが、我が子出産の記憶はもうほとんど残っていないのではないかというふうに拝察いたします。

今回の質問は、このたびの私の経験と、出産後に手山産婦人科の手山院長とお話する機会がございまして、防府の産科対策について御指南をいただき、池田市長の進める防府市子育て応援パッケージは切れ目なくすばらしいものに仕上がっていますが、産科対策は今後大きな課題になると考え、提案しておこうと決心したところでございます。

御存じのとおり、全国的に医師不足の中で、特に産科医や小児科医師は不足しており、妊婦が安心して子どもが産めない状況が続いています。そのため、その地域では人口減少や子育て世帯の流出に拍車がかかっています。特に、産科不足は喫緊の課題で、医師確保や産科開院に向けて全国でも様々な取組がなされているところです。

産科医不足の理由は、妊婦の出産は365日、24時間、いつ生まれるか分からないわけで、ずっとその医師は拘束され続けます。そして、診療リスクが高く、訴訟になりやすい。その割には、医学界でも評価が低いなどと言われてしています。

本市の状況を見ると、小児科夜間救急は本市に無く、山口市の赤十字病院で受けってもらってはいますが、日常は数軒あり、今のところ不足はないと考えますが、産科は手山産婦人科1軒と県立総合医療センター1軒のみです。

手山先生と雑談の中で、今はまだ大丈夫ですが、産科は365日、24時間勤務となっており、高齢にはきついです。でも、民間病院は防府でうち1軒なので、防府市の妊婦の皆さんのために体を壊しても頑張りますと、力強い決意をお聞きし、本当に感謝しかありません。

手山産婦人科は、平成22年4月に開院され、当時、民間病院はアベ産婦人科しか分娩できず、市の分娩率はたしか60%台と記憶しております。開院前は、当時の議会でも補助金等を用意して産科を誘致すべきと議論になっております。新たに手山産婦人科が開院したことで、当時の防府市内の妊婦の皆様より、防府で出産できるので安心ですと喜びの声をいただいたところです。

ちなみに、この頃に私の第1子は防府で受け入れてもらえず、防府でなく山口市で生まれました。

ところが、長年頑張っていたいただいたアベ産婦人科も平成30年3月で産科終了となり、また防府市の分娩率低下の懸念が生じています。

そして、手山先生も高齢者となり、遠くないいつかは辞められるときが来ると思います。

このたび、我が子の出産を手山先生にいただき、深夜0時ぐらいから妻が相次ぐ陣痛に苦しむのですが、子宮口がしっかり開き、生まれる状態になるまで病院で出産はできないので、検査されたら家に帰され、見たこともないぐらい苦しんでいるので、心配になり、その日に病院と自宅を何往復もいたしました。朝5時頃に無事出産でき、病院が近くにあったからよかったけど、遠くだったらどうなっていたのかと恐ろしさを感じます。この経験で、妊婦の大変な不安や近くに病院があることがいかに大事かを強く感じました。

さて、産科不足は全国共通の喫緊の課題です。先ほども、全国で産科医の確保や産科開院してもらうために様々な取組をされていると申しましたが、近隣では、山口市が、山口市産科新規開設・承継等事業費補助金を平成30年5月に創設され、医療設備整備への補助金として対象経費の3分の2、限度額2,000万円、医師招聘の補助金として医師に支払う給与や賞与、その他の手当の対象経費の3分の2で、限度額2,000万円まで行っています。千葉県では、医学部入学者に就学資金を最大3,200万円までを貸与し、千葉県内で産科7年勤務すれば返還免除する。三重県尾鷲市では、尾鷲総合病院に5年以上の産科勤務の方に500万円の奨励金を支給など、まだほかにもたくさん事例があります。

そこで、お伺いしますが、1点目として、昨年度の出生率と分娩率はどのようになっているのか。

2点目として、今後の防府の産科不足をどのように解消するのか、お伺いいたします。よろしく答弁お願いいたします。

○議長（田中 敏靖君） 23番、松村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 松村議員の防府市の産科不足対策についての御質問にお答えいたします。

私は、子育て世代の希望がかなうよう、第5次総合計画「輝き！ほうふプラン」の重点プロジェクトに、妊娠前から出産、子育てまでの切れ目ない支援を位置づけ、妊婦の方へ葉酸サプリメントの配布や旬の地元食材をお送りするなど、妊産婦や胎児の健康増進を図っているところでございます。

さらに、産科医や助産師を確保するため、県と連携し、また市独自でも分娩手当の補助を実施しております。

まず、御質問の1点目、現在の出生数と分娩率はどうなっているのかについてです。

昨年度、防府市民の出生数は769人で、そのうち市内の医療機関で出産された方は598人で、分娩率につきましては77.8%となっております。残りの171人の方は、

里帰り出産など市外で出産されております。

一方、市内の医療機関での出生数は、他市の方が防府市で生まれる方もいらっしゃいますので、946人となっているところでございます。

次に、2点目の今後の防府の産科不足をどのように解消するのかについてです。

全国的に医師不足が問題となる中、特に産科医については、訴訟リスクが高く、365日、24時間勤務とも言われ、拘束時間が長いことから、目指される医師が少なくなっており、全国で分娩の受入れを停止している医療機関もございます。

このため、産科医院の開設費用に対する補助や医師の給与に対する補助等、助成制度を設けておられる自治体もございますが、産科医の確保には至らない厳しい状況にあります。

議員御案内のとおり、防府市におきましては、平成30年3月に1つの医療機関が分娩を取りやめられて以降、妊婦健診を実施されている産科医療機関は、県立総合医療センターを含め5医療機関であり、分娩可能な産科医療機関は、県立総合医療センターを含め2医療機関となっております。

そうした中、県立総合医療センターの防府市内での建て替えを県に対して要望してきた結果、市内での建て替えが決定され、移転の際には、総合周産期母子医療センターの機能も強化される予定であり、今後も市内で安心して出産できる環境が確保されることとなります。

このため、市といたしましては、県立総合医療センターの建て替え移転が早期に実現するよう、しっかりと協力をしてまいりたいと考えております。

さらに、将来を見据えますと、妊娠から出産までの健診の際など、一人ひとりに寄り添ったきめ細かな支援を継続するためには、県立総合医療センターだけでなく、引き続き民間の産科医院も必要であると考えております。

今後、産科医の方々に防府市内で安心して産科医院を開設してもらえるよう、機能強化された総合周産期母子医療センターが市内にあり、分娩時の異常など万一の場合にも万全の体制が整っていること、また防府市が出産・子育て支援に充実し、いかに住みよいまちであるかをPRしてまいりたいと考えております。

市といたしましては、子育て世代の希望がかなうよう、県立総合医療センターをはじめ、産科医院、医師会、助産師会等の関係機関の御意見を伺いながら、将来にわたって安心して産み育てることができるまちづくりを推進してまいります。

以上、御答弁申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（田中 敏靖君） 23番、松村議員。

○23番（松村 学君） 御答弁ありがとうございました。今後、県立総合医療セン

ターが建て替えられるということで、周産期医療の強化ということです。こちらのほうは、すごい私もうれしく思っております。

ただ、強化することで子どもの分娩の数が多くなるかというのは、まだクエスチョンでございまして、先ほど最後に、市長からも答弁ありましたが、やはり県立総合医療センターと民間の病院が1つはやっぱり要るということで、今後このように取り組んでいかれると。一朝一夕にはいかないと思いますし、私もすぐじゃあ来年お願いいたしますということをお願いわけじゃなくて、そういう取組を今回上げることによって、まず始めていただけたらという思いでやらせていただきました。

昨日からの質問の答弁もあったように、子ども・子育て支援事業計画でも確認できますが、平成7年から30年までは出生数が大体1,000人前後で推移していましたが、令和2年から864、令和3年で799で、令和4年で769人というふうにちょっと落ちております。

我々議員の雑談の中でも、防府市の1学年が大体人数1,000人ということで、例えば今の子どもの医療費の問題もありましたけど、1,000人だから大体これぐらいだろうとか、いろんな事業があって、補助金とかでも1,000人で、高校生までだったら一応1万2,000人ぐらいだよねという中で、話が出ていたんですけど、今後はこういう計算ができなくなってくるというのはちょっと残念なんですけども。

分娩率が70%台で高めに止まっているのも、やはりここ最近出生数が低くなっているというところも原因であると思います。

つまり、私も、実際今、使わせていただいて、大変ありがたく思っておりますけども、池田市長の進める子育て応援パッケージが成功して、いつか私は出生率が上がるというふうに信じておりますけども。

そうなると、やっぱり昔の状態のようにちょっと分娩率がだんだん落ちてくると。平成22年前の分娩数は、たしか県総合医療センターが大体400人前後で、アベ産婦人科が200人前後ぐらいだったとは記憶しておりますが、手山産婦人科が、今、アベ産婦人科と同じぐらいやられているので、もし手山さんのところが分娩できなくなると、分娩率が50%前後に、また下回る可能性もあるわけで、対策はもう今から確実に準備すべきというふうに思います。

先ほど、山口市の補助金のお話をしましたけども、大変いいなとは思っているんですが、実はまだ山口市も実績がなくて、実際まだ産科ができたということは聞いておりません。ですから、産科医や産科が増えているわけでもないのに、本当取り合い、もう産科医師というのはもう本当地域で取り合いをしておると、こういうことです。

一番大事なのは、これも手山先生から教えていただいたんですけども、山大にも防府市出身の産科の医師がいたり、開業したがっている先生も県内、県外にいます。今は、研究するために大学に残りたいという先生もいらっしゃるそうです。ですから、日頃から当たりをつけて、しっかりリサーチして、どうしたら防府市に来てくれるのか、何年後に開業を考えているのか、医師の希望や条件も聞いて、行政が取り組めるかが大事だろうというふうに手山先生がおっしゃっていました。今は、手山先生も現役で産科医の人脈がおありなので、まさに今、防府市でもそういう準備が必要かと考えます。

今までも情報収集や医師の紹介などを受けて動いたことがあるのか、また今後どのように動いていくのか、再度お聞きしたいと思います。

○議長（田中 敏靖君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（石丸 典子君） 御質問にお答えします。

私も、この10月に直接産科医の先生のところに行ってお話を伺ってまいりました。将来的に、市内で産科医院が必要ということはもう重々承知しておりますので、産科医院を確保するためにどのような手段が効果的であるかなど、また引き続き産科医の先生とお話するとともに、医師会や助産師会など関係の方々のお話もしっかりお聞きしながら検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（田中 敏靖君） 23番、松村議員。

○23番（松村 学君） まさにそのとおりです。本当にありがとうございます。もう既に動いていらっしゃると、さすが石丸部長だなというふうにお見受けいたしました。まさに、女性の立場でしっかりと、やっぱり女性の課題をしっかりと解決して、明るい防府をつくっていただきたいというふうに切に願います。

もし、またそういう産科医の先生が防府市に開業をする話が出来上がり、もしもですけど、チャンスとなれば、財政的な支援、またスピーディーな防府市の決断を迫られるかもしれません。そのときは、やっぱりトップの判断が大変重要になってくると思います。

昨日から、答弁でも、子どもが健やかに育つ環境づくり、妊娠前後の切れ目ない支援をしますと、力と心のこもった御答弁を、市長よりいただいておりますが、そうなった場合、市長としての動き、またそれまでに市長として、またこの問題にどういうふうに関わっていくのか、市長より御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（田中 敏靖君） 市長。

○市長（池田 豊君） 産科医の確保から様々な今、お尋ね、御質問でございましたけれども、防府市には総合医療センターがございます。県の看護協会もございます。それが

あるというこの強みを生かして、やっぱりこれは人脈とかそういうのがありますので、そういうものを生かして、そういうようになったときは、将来にわたりまして、それと調整しながら、医師会もごぞいますけれども、その防府市の強みを生かして、防府市において産科医不足が生じることがないように取り組んでいきたいと考えております。

○議長（田中 敏靖君） 23番、松村議員。

○23番（松村 学君） 分かりました。市長、本当に子どもの子育てのところがすごい力を入れてやられているというのは、私も大変ありがたく思っていますし、大変感謝しております。ぜひとも、またそういうときには市長としてのトップの英断を期待しております。池田市長ですから必ずできると、私は信じております。

防府市の出産状況を見ても、分娩可能な民間病院がゼロになったことは今までありません。ぜひ、先ほど答弁もありましたけれども、県総合医療センターと民間病院が最低1つないと、防府市では安心して子どもが産めないと考えます。現在は、山口市や遠いところで、光市まで行って出産しているという話も聞きました。その間、正常に出産できるのか、いろんな不安を抱えながらずっと妊婦は苦しみ続けるわけで、早く楽に安全に出産できるようにするには、市内の近くに病院があることが重要であるということは言うまでもございません。

これから防府を担う子どもたちが、20年後も30年後も安心して子どもを産み育て、住むなら防府、働くなら防府と、ふるさと防府で幸せな人生を送ってくれるように願い、今回の質問を全て終わります。ありがとうございました。

○議長（田中 敏靖君） 以上で、23番、松村議員の質問を終わります。

○議長（田中 敏靖君） 次は、19番、安村議員。

〔19番 安村 政治君 登壇〕

○19番（安村 政治君） 「自由民主党」の安村でございます。通告に従いまして、農林業の知と技の拠点を生かした1次産業の活性化について質問をいたします。

防府市牟礼の県立農業大学校に、山口市にあった農業試験場、林業指導センターを移転統合し、農林業の知と技の拠点が形成されたことは大変喜ばしいことと考えております。

これまでも議会の一般質問において、この拠点についての質問があり、市長からも、本市の農業振興においては拠点としっかり連携し取り組んでいくとの御答弁をいただいております。

また、農業公社が本市農業の再生強化の一翼を担う組織となるため、地域おこし協力隊だけではなく、農業大学校に土地利用学科が創設されたことから、農業大学校の卒業生な

ども受け入れて、担い手の確保、育成などの担い手対策のほか、未耕作農地対策など積極的にチャレンジをされていくとの大変力強い答弁もいただいております。

9月の議会、一般質問におきましても、宇多村議員から、拠点との連携など農業公社の今後の在り方についての一般質問がありました。この中で、市長からは、拠点と最大限に連携を図るため、農業公社は拠点がある牟礼地区への移転が望ましいと考えており、来年度にも移転先の敷地の整備ができるよう取り組んでまいりたいと答弁されております。この12月議会においても、農業公社の移転に必要な補正予算を計上されております。

本市の土地利用型農業を中心とした農業振興において、農業公社がどのような取組を行われていくのか、市長のお考えをお聞かせください。

また、水産業においては、本年4月に最新鋭の市場として竣工された防府地方卸売市場卸売場において、10月22日に豊魚祭が開催されました。私も出席させていただきましたが、地元の小学生による海と山の幸の交換やキジハタなどの種苗放流もあり、このようなイベントにより、1次産業の大切さを改めて多くの来場された方々が感じられたのではないかと思います。

豊魚祭から2週間後の11月3日に、拠点においてこれまでの農大祭として行われていたイベントが、今年からやまぐち農林業の知と技の拠点祭として、新しく生まれ変わって開催されました。この拠点祭においては、農大産の野菜、花卉、果物、牛肉販売のほか、果樹運搬ロボットの操作体験、実験室やオープンラボの見学など、農林業や食の魅力を体験できるイベントが行われました。同時に、県漁協の主催で実施された潮彩うまいものフェアと連携して行われており、拠点の会場と潮彩市場の両会場をシャトルバスでつなぎ、両方のイベントを楽しめるようになっており、海と山の幸を同時に堪能できる素晴らしい機会となりました。

また、潮彩うまいものフェアにおいては、漁協のそばにある旧競り場の周辺で、ハモっけの無料振る舞いや青果市場関係者による野菜、果物の販売などが行われ、当日はタイ焼きに代わりメバル焼きが初めて販売され、メディアにも取り上げられ、大変好評でした。メバル焼きは、防府市の新たな名物として、今後商品開発をしていかれてはどうか。

さらに、旧競り場を活用した野菜、果物の販売は、先日、周南市地方卸売市場でプレオープンした青果物と水産加工品の両方を扱う市場の駅に先行するものがありました。私は、潮彩市場周辺には、先日開催されたイベントのような海の幸、山の幸が同時に堪能できる素晴らしい場所であってほしいと考えております。

このようなイベントなどで使われている旧競り場ですが、建てられて長年たっているた

め老朽化しております。昨日の梅本議員の一般質問において、市長は、老朽化した施設の在り方を検討すると答弁されました。

今後、旧競り場をどのように利活用されていかれるのか、市長のお考えをお聞かせください。

また、潮彩市場防府と拠点との距離の近さを生かし、6次産業化などの新商品開発の検討ができるのではないのでしょうか。農林業や水産業の関係者が拠点を利用することにより、1次産業の活性化が図られ、防府市の産業全体の発展にもつながると期待できると考えておりますが、市長のお考えをお聞かせください。

○議長（田中 敏靖君） 19番、安村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 安村議員の農林業の知と技の拠点を生かした1次産業の活性化についての御質問にお答えします。

先月3日のやまぐち農林業の知と技の拠点祭と潮彩うまいものフェアは、大変多くの市民でにぎわいました。私は、同時開催されたこれらのイベントで、市民の方が地元の野菜や魚を手にとっている姿を見て、改めて県の農林業の知と技の拠点が防府市に整備されてよかったと実感したところでございます。防府市の農業・水産業の未来をしっかりと見据え、施策を展開しなければならないとも思いました。

初めに、土地利用型を中心といたします農業における農業公社の取組についてです。

本市は、これまでも山口県農業を牽引できるような土地利用型農業の構築を目指しており、農林業の知と技の拠点を最大限生かしていかなければならないと考えております。

先月22日に開催した防府市農林業政策懇和会では、防府市農林業の活性化に向け、稲作を中心とした土地利用型農業や6次産業化などについて様々な御意見をいただきました。

今年度から、新たに地域おこし協力隊員を採用するなど、担い手の確保育成や認定農業者への農地の集積を積極的に図っております。

また、農業公社では、これまで農作業受託や無人航空機による防除、未耕作地の保全管理等を行っており、本市農業の再生強化の一翼を担ってきたところです。

そして、今年度からは、地域おこし協力隊員の受入れと農業機械レンタル事業も開始し、担い手の確保と耕作放棄地対策の強化を進めているところです。

こうした中、10月には、山口市にあります県のやまぐち農林振興公社から、担い手の支援部門と6次産業化などの取組を支援する新事業支援部門が拠点内に移転されました。

こうした中、拠点と一層連携し、担い手の確保と耕作放棄対策をさらに進めるため、農業公社を拠点近くに移転することといたしました。このたびの補正予算におきまして、関

係の予算を計上させていただいております。

移転後の農業公社では、拠点との近さを生かし、地域おこし協力隊員の農業大学校への研修派遣や農業大学校の学生の受入れを行ってまいります。

また、令和7年3月には、農業大学校で新設された土地利用学科の1期生が卒業することから、農業公社での卒業生の雇用も目指してまいります。

こうした取組の実現のため、農業公社が作業受託で受ける農地を農業大学校生に実地研修を行うフィールドとして提供するなど、新たな試みも必要なことから、農業公社が拠点ややまぐち農林振興公社などの関係機関と担い手対策の協定を結ぶことを目指しており、今後、県や関係機関と協議を進めてまいります。

次に、山口県漁協防府地方卸売市場に併設している旧競り場の利活用です。

先日開催された潮彩うまいものフェアでは、青果市場関係者による野菜・果物の販売が好評を博し、市民の方からも新鮮な野菜が手に入ってよかったとの声もお聞きしております。

旧競り場については、現在イベントなどで活用しておりますが、御案内のとおり老朽化が進んでおり、長期的な使用については問題があります。

このため、今後、この旧競り場をどのように活用し、また整備するかにつきまして、関係者の方々の様々な御意見をいただきながら進めていきたいと思っております。

その際には、潮彩市場防府エリアにふさわしい、例えば潮彩うまいものフェアで好評だった地元の青果物等の販売もできるような整備も検討してまいりたいと考えております。

最後に、農林業の知と技の拠点を活用した新商品の開発についてです。

やまぐち農林振興公社の新事業支援部門が拠点内に移転してきたことで、オープンラボを活用した6次産業化に向けた技術的な支援が市内で受けられることから、農畜産物だけでなく、水産物の新商品開発を促進してまいります。

なお、議員から御紹介のありましたいわゆるメバル焼きにつきましては、防府市の新たな名物とするため、現在、名称の商標登録をするところであり、オープンラボを活用し、贈答用にふさわしい加工・保存方法についても研究を進めてまいります。

今後も、拠点を有する強みを生かし、県や関係機関等と一体となって、担い手育成や農地の集積をはじめとした土地利用型農業の振興と農林水産物の6次産業化など、1次産業の活性化に取り組んでまいります。

以上、御答弁申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（田中 敏靖君） 19番、安村議員。

○19番（安村 政治君） ありがとうございます。防府市の1次産業の活性化のため、

拠点と連携した事業に取り組んでいくとの御答弁をいただき、大変心強く思っております。

特に、農業公社の移転は、防府市の農業再生のための新しいチャレンジであると思われると思います。県や関係団体としっかり連携し、着実に事業を進められ、防府市の農業がますます発展するよう、私も協力してまいりたいと考えております。

また、漁協のそばにある旧競り場の利活用についても御答弁をいただきました。私としては、将来、旧競り場で地元の野菜、果物が買えるようになって、潮彩市場防府が新鮮な水産物と農産物を1か所で買うことができる場所となることを期待しております。

最後になりますが、拠点と防府市の農林業、水産業、商工業のさらなる連携とメバル焼きが、今後広がっていくことを期待して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（田中 敏靖君） 以上で、19番、安村議員の質問を終わります。

○議長（田中 敏靖君） 次は、22番、田中健次議員。

〔22番 田中 健次君 登壇〕

○22番（田中 健次君） 「市民クラブ」の田中健次でございます。このたびは、2点にわたって質問をさせていただきます。

まず、最初、質問の第1は、給食費についてであります。4点にわたってお伺いしたいと思います。

1つ目は、物価高騰に対して新年度の給食費補助についてどう考えているのかということであります。

11月22日の新聞報道によれば、周南市は新年度の給食費を物価高騰のため値上げすると発表いたしました。その値上げ額は、小学校で月額450円、中学校で月額510円となり、1割の値上げ幅となっております。昨年度と今年度は、食材購入費の不足分に国の臨時交付金を充てて補っていましたが、新年度の財政支援は現時点で未定であるため値上げに踏み切ったということのようです。

防府市は、給食費高騰対策事業として、保護者負担が物価高騰前の水準になるよう食材費の増額分を支援してきました。新年度も、引き続きこの事業を継続していただきたいと考えますけれども、市執行部の御見解をお伺いしたいと思います。

2つ目は、多子世帯への給食費の無償化や補助制度を考えるべきではないかということであります。

2015年、平成27年9月議会で、給食費の無償化あるいは補助を考えるべきではないかと提言をさせていただきました。当時、私がインターネットで調べた限り、市と区で

は33自治体程度でしたが、コロナ禍や物価高騰などから子育て世帯への経済的負担軽減の声が高まり、学校給食費の無償化を行う自治体が増えています。

一般社団法人全国PTA連絡協議会のホームページに、一例として東京23区の状況が示されていますが、これによると、2023年4月時点で8つの区、中央区、台東区、品川区、世田谷区、荒川区、北区、葛飾区、足立区が無償化を実施しており、今年9月から港区、文京区、墨田区、板橋区、江戸川区が、10月からは江東区、目黒区、杉並区も予定というふうに記載され、合わせて23区中16区に拡大することになります。

山口県下の市でも、岩国と萩が小・中学校で全額補助、柳井が中学校について無償化、下関が半額補助、町については、和木、阿武、上関、周防大島が無償化を実施と聞いています。今後、県内でもこの動きはさらに進んでいくのではないかとというふうに推測されま

す。

9月議会の清水議員の一般質問で、小・中学校で完全実施すれば5億円以上かかることが答弁されましたが、例えば3人目の軽減という形で、多子世帯の保護者負担軽減という点から検討するのも一つの方法であるように考えます。

防府市も先進自治体に倣い、せめて多子世帯への給食費の無償化や補助制度を考えるべきではないかと思いますが、市執行部のお考えをお伺いします。

3つ目は、米飯の炊飯に係る経費は市が負担すべきではないかということです。

この問題は、言わば義務的な課題と言うべきものであります。現在、給食センターと小野小学校、富海小学校では、米飯はその調理場で炊飯しておりますが、多くの小学校では委託業者から炊かれた御飯を小学校に配送していただいています。したがって、委託業者には御飯を炊くための人件費、光熱費、配送費等を含んだ委託経費を給食費の中から保護者が負担しているということになります。調理場で炊飯している給食センターや小野小学校、富海小学校では、この経費は自治体負担となり、炊飯している学校と調理場で炊飯している学校を比べれば、炊飯を委託している多数の小学校では、その分だけ給食の食材費が厳しくなると言わざるを得ません。

教育の公平を考えれば、この炊飯委託費を自治体負担とすべきと思いますが、市執行部の御見解をお伺いいたします。

4つ目は、小麦アレルギーの児童に対して、パンを提供しない場合には、それに相応した額の減額をすべきではないかということです。

6月議会の教育民生委員会で、食物アレルギーの児童・生徒に対して牛乳やパン等一部食材を提供しない対応を行っている場合において、給食費の減額の対応を尋ねました。その際の回答は、牛乳については減額しているが、パンについては減額していないというも

ので、今後検討するというものでした。

文部科学省が、2019年、令和元年7月に公表した学校給食費徴収・管理に関するガイドラインでは、こう書かれております。学校給食費の変更、主に減額に関する事項という欄ではありますが、牛乳やパンなど一部食材を提供しない対応を行っている場合には、それに相応した額の減額と記載されております。

文部科学省のガイドラインに沿った形で、パンを提供しない場合の減額を早急を実施すべきと考えますが、どのように考えておられるでしょうか。誠意ある御答弁をお願いいたします。

○議長（田中 敏靖君） 22番、田中健次議員の質問に対する答弁を求めます。教育部長。

○教育部長（高橋 光男君） 田中議員の学校給食費について、4点の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の物価高騰に対する新年度の給食費補助についてです。

物価高騰に伴う給食費の増額分の支援につきましては、議員御案内のとおり、今年度は当初予算に計上し支援を行っております。

こうした中、来年度も食材費の高騰が継続すると見込まれることから、田中議員と同じ考えの下、今議会に提出している補正予算において、子育て世帯給食費等支援事業の中で、来年度の給食費の増額相当分を前倒して支援することとしております。

2点目の多子世帯への給食費の無償化や補助制度についてです。

多子世帯への給食費の無償化等につきましては、就学援助制度など経済的理由で支払いが困難な御家庭には給食費の全額を援助していることから、現時点では考えておりません。

また、国において、こども未来戦略方針の中で、学校給食費の無償化について具体的方策を検討されるということから、その動向を注視しているところです。

3点目の米飯の炊飯に係る経費は市が負担すべきではないかについてです。

本市では、炊飯設備のない自校式の学校では、公益財団法人山口県学校給食会から炊飯された米を食材として購入しております。

議員お尋ねの炊飯に係る経費を市が負担することにつきましては、他市の状況等も勘案しながら、研究してまいりたいと考えております。

4点目の小麦アレルギーの児童に対してパンを提供しない場合には減額すべきではないかについてです。

学校給食は、適切な栄養の摂取による健康の保持増進が目的であります。しかしながら、牛乳につきましては、食物アレルギー等により飲用ができない場合は、代替食の対応が難

しいことから、減免で対応しております。

議員お尋ねのパンにつきましては、現在、代替食も含めて検討をしているところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（田中 敏靖君） 22番、田中健次議員。

○22番（田中 健次君） 新年度については、今回の補正に出されております子育て世帯給食費等支援事業、これが来年度の保護者負担分に当たるので、それを前倒しして渡すというような何か御答弁でしたけれども、この予算の説明書では、年度末の子育て世帯の負担を軽減するため、3月分の給食費相当を支援というふうに書いてあります。

来年度の給食費値上げのためということには書いておられないわけですが、これこのままでいいわけですか。予算の説明の内容が違うように思うんですが。

○議長（田中 敏靖君） 暫時休憩します。

午前11時43分 休憩

午前11時43分 開議

○議長（田中 敏靖君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。総務部長。

○総務部長（白井 智浩君） 3月補正のほうは、確かに3月分相当額、相当についてということをしてしておりますが、考え方としては記者発表でも当初の予算説明でも市長が説明いたしました。来年度も高騰する中で、同額に当たる部分を支援するという考え方のもとで、この3月分を、苦しいのでこの3月分のときにやるという趣旨で予算説明のときも市長が説明させていただいたところでございます。ここの中には、来年度、前倒しはありませんけれども、このたびの国の補正予算でございまして、来年度をにらんでその財源を活用して、いち早くお届けするという考えで年度内支給ということで対応させていただいております。

以上でございます。

○議長（田中 敏靖君） 22番、田中健次議員。

○22番（田中 健次君） 市長が予算説明の中でそういうふうに言われたということであれば、この予算参考資料にも、当然そういったことが書かれなきゃいけないと思うんですが、これを訂正する気がありますか。

○議長（田中 敏靖君） 総務部長。

○総務部長（白井 智浩君） 3月に支給するのが大体5,000円に相当する分で3月分の給食費ということで、この中学校3年生に対しても支援いたします。また、同じ5,

000円について、新年度の子どもについても支援するというので、ゼロ歳から15歳まで支援させていただくということでございます。

○議長（田中 敏靖君） 22番、田中健次議員。

○22番（田中 健次君） だから、それは分かりますから、ここには新年度の値上げということを考えているので、その分を前倒して補助するという、そういう考え方ですね。だから、そういうことをここに書かなきゃいけないんじゃないかと言っているわけですがいかがですか。

○議長（田中 敏靖君） 市長。

○市長（池田 豊君） 本来であれば、もう来年度の影響額を補填するという考え方のもとで、3月分としてというふうを書くべきところだったと思っております。必要があれば訂正もさせていただきたいと考えております。

○議長（田中 敏靖君） 22番、田中健次議員。

○22番（田中 健次君） 分かりました。これ以上、押し問答してもしょうがないのですが、そういうふうに分かりやすいように説明書を作っていただきたいと思っております。

それで、そういうことになると、4月から給食費が上がるということですね。これはどれぐらいの水準を考えているわけですか。現行と、それからこれぐらい上がるというようなことを示していただきたいと思うんです。

○議長（田中 敏靖君） 教育部長。

○教育部長（高橋 光男君） 御質問にお答えいたします。

現在の給食費につきましては、小学生1人当たり282円、中学生1人当たり319円となっております。それで、物価の高騰分といたしまして、今年度、1食当たりでございます、物価の高騰等に対応いたしまして、小学生1食当たり22円、中学生1食当たり24円を補助しているところでございます。これ年間約200食と計算しますと、1人当たり、小学生で年間4,400円、補助がなくなりますと年間4,400円、中学生につきましては4,800円程度、上がるかと考えております。

以上でございます。

○議長（田中 敏靖君） 22番、田中健次議員。

○22番（田中 健次君） 周南市の例の記者発表だと、こういうことを予想して具体的な値上げ案を9月にPTA連合会に説明し、了承を得たというふうに新聞記事にはありますが、防府市の場合、保護者への説明、あるいはPTAへの説明ということはどうなっているのでしょうか。

○議長（田中 敏靖君） 教育部長。

○教育部長（高橋 光男君） 御質問にお答えいたします。

本市で、このたびの改定に当たりまして、保護者へは本年２月に給食費を改定増額するという、それから補助をして、保護者負担が変わらないということを御通知しております。

ちょっとＰＴＡにつきましては、趣旨説明はしていなかったところでございます。

以上でございます。

○議長（田中 敏靖君） ２２番、田中健次議員。

○２２番（田中 健次君） ちょっと今、よく分かりませんが、２月に改定の説明をするということですか。今年の２月に通知をしたと。要するに、そして、保護者負担は変わらないけれども給食費の単価は上がると、こういうことを説明したということですね。

そうなると、新年度から給食費は今度、変わるようになるという説明をしないとイケないと思うんですが、それは、どういうふうな段取りでこれからされるんですか。

○議長（田中 敏靖君） 教育部長。

○教育部長（高橋 光男君） 御質問にお答えいたします。

新年度につきましては先ほど御答弁申し上げましたとおり、物価の高等分につきましては、このたびの補正のほうで対応いたしておりますので、新年度、保護者が実際に支払われる金額は上がることとなります。それについては、これからＰＴＡと、それからまた保護者の方へも周知をまいります。

以上でございます。

○議長（田中 敏靖君） ２２番、田中健次議員。

○２２番（田中 健次君） 先に５，０００円あげるから値上がり分我慢してねというようなお話になるわけだと思うんですが、今、大体、確か小学校は月に５，０００円、中学校が５，５００円だったと思うんですが、毎月集めて３月で調整するという形になっていると思いますが、そうなると、今度、５，０００円とか５，５００円はどれくらい値上がりすることになるんでしょうか。

○議長（田中 敏靖君） 教育部長。

○教育部長（高橋 光男君） 御質問にお答えいたします。

議員の御案内のとおり、今、小学生は年間１１回でお支払いいただいております。５月から３月までの１１回で、３月は議員御案内のとおり調整でございます。それで、５月からは小学生は月５，０００円、中学生は月５，５００円を今、お支払いいただいているところですが、このたび補助を前倒したことにより、来年度は１回当たり４００円程度、上がるものと考えております。

以上でございます。

○議長（田中 敏靖君） 22番、田中健次議員。

○22番（田中 健次君） 分かりました。新聞に報道されている周南市の例に比べると、防府市のその辺の対応はやや、いささか親切さに欠けるような形がいたします。ちょっとぜひこの辺については、今後、考え直していただきたいと思うんですが、時間もありますので、2つ目の問題に移りますが、今、3人目の子どもさんの無償化、実際の数はそんなに多くないと思うんですが、例えば、それを完全に無償化すればどれぐらいの金額が予算上必要になるのかお答えください。

○議長（田中 敏靖君） 教育部長。

○教育部長（高橋 光男君） 御質問にお答えいたします。

小・中学校に在籍する第3子以降の児童・生徒を把握するのはちょっと困難でございますが、今、多子世帯の子育て支援として、第3子以降に商品券を交付している事業がございます。その実績件数を参考に人数を推測して、仮に算定いたしますと約8,100万円になるかと考えております。

以上でございます。

○議長（田中 敏靖君） 22番、田中健次議員。

○22番（田中 健次君） 8,100万円ということは、何世帯という推測ですか。3人目の補助だけですけれども。

○議長（田中 敏靖君） 教育部長。

○教育部長（高橋 光男君） 先ほど申し上げました、商品券交付事業の実績から、仮に小学生で1学年160人程度、中学生で1学年140人程度で試算をしております。

以上でございます。

○議長（田中 敏靖君） 22番、田中健次議員。

○22番（田中 健次君） これが全額ですね。もしこれを、例えば半額補助というような考え方もあるし、それから、私が8年前に調べた場合には3分の1補助というような、そういうやり方でスタートしているところもありました。そういったことも一つは、今後考えなければならないのではないかというふうに思います。

実は、私、議員になりたての頃に、中学校給食の導入ということを一般質問でさせていただいたことがあります。保護者から意見として中学校も給食にしてほしいと、そういう形で一般質問したことがあるわけですが、これについては、ある子育てが終わった感じの女性ですが、大変怒られました。小学校のときに随分、給食費を払って苦労したと、子どもが中学生になって、言ってみれば、前夜のおかずを上手に工面して弁当を持たせたと、

それで、また給食費を取られるということになると、これは大変な負担になると、こんな質問はやめてくれというて怒られたことがあります。

やはり、1世帯だと、先ほど5,000円ですけれども、子どもさんが2人おれば1万円、3人おれば1万5,000円という形で、毎月そういう形の負担になっていくわけです。3人子どもさんがおられれば同時に、やはりそれは相当の負担になるんだらうという感じもいたします。段階的に3分の1がいいのか2分の1がいいのか分かりませんが、そんなことをやっぱり要望しておきたいと思います。

3番目の米飯の炊飯に係る経費ですが、これは平成26年度に質問したときには、13校で2,100万円ほどかかるというような、そういう数字を言われましたが、これ、今現在でいけばどの程度になっているのでしょうか。

○議長（田中 敏靖君） 教育部長。

○教育部長（高橋 光男君） 御質問にお答えいたします。

米飯に係る経費として、1食当たり約37円となり、年間の予算としたら約3,000万円になると試算しております。

以上でございます。

○議長（田中 敏靖君） 22番、田中健次議員。

○22番（田中 健次君） 小学生が1学年1,000人、小野と富海は小規模校ですから、人数的には小学生約大ざっぱに6,000人と計算しやすいような形で、3,000万円を6,000人で割れば2分の1、5,000円ということになります。そうなれば、かなり給食の食材費が、先ほどの話で言って値上げをしなくてもよくなるような話にもなっていくと思うんです。

かつては燃料費については、保護者が一部負担をしているという時代がありました。それが、例えば10円という時代がありましたから、そのときに給食費の値上げの話がありましたので、その10円を市が負担すれば値上げの額が少なくて済むと、そういうことを私、当時PTAの役員をしておりましたから、校長会にも働きかけて要望していただきましたけれども、残念ながらその時には実現しなくて、合併協議のときに、他市が全て燃料費等は自治体負担という形で、防府市もそれ以降、そういうふうな形になりました。こういったところも改善していただいて、将来やっぱり考えていただかないといけない。

先ほど、新年度の予算で、先に払うというような形で9,000万円という予算が出ておりますけれども、実質、各家庭に入るお金は予算上は8,000万円になっております。1,000万円は、いわば事務経費という形で、職員の方の残業代なんかもあるのかもしれませんが、それから印刷費だとかそういう振込料などもあります。9,000万円の

うち8,000万円しか各家庭にいかないわけですよ。だから、1,000万円もそういう形で実際に渡らないということであれば、直接、給食費に補助する、食材の方に補助する方が、予算の効率的な使われ方としてもあり得るのではないかというふうに思いますので、この辺について意見を申し上げておきます。

それから、最後のアレルギー対応のパンの話ですけれども、今後、例えば小麦アレルギーの子どもさんに対して米粉のパンを使うだとか、米でも何か、特定のものが入っておいたらよくないということも聞きますが、それはそれで検討していただいているんですが、3月末に給食費の調整するわけですよ、欠席の日数だとかいろんな形で。その中でそういった小麦アレルギーでパンが食べられない子どもさんについて、3月末の段階で調整して、それは減額をすべきじゃないかと思いますがいかがでしょうか。

○議長（田中 敏靖君） 教育部長。

○教育部長（高橋 光男君） 御質問にお答えいたします。

学校給食につきましては、まず子どもたちに必要な栄養を提供することが大事だと考えております。アレルギー等で牛乳を飲めない、パンが食べれない子どもたちにとっては、まず栄養を補給するために代替りのものをまず考えまして、それは、牛乳の場合は無理であれば代替食は困難でございますので、減免をしているところでございます。パンにつきましても、それと同様な考え方で今、検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（田中 敏靖君） 22番、田中健次議員。

○22番（田中 健次君） 6月の教育民生委員会の所管事務調査の中で一度提案をして、そして、今、また、それから6か月近くたってまだ検討すると言われますが、小麦アレルギーでパンが食べられないという子どもさんは把握されているわけですよ。それはきちっと把握しないと困るわけですから、アレルギーの症状が出て病院に運ばれたり、エピペンという注射のようなものを打つというようなことになっても困るわけですから、それは把握されているわけですし、それから、出欠、その子どもさんが休んで、例えば、インフルエンザで休んだとかいうこと、そういうものはっきり分かるわけですから、これはきちっと文部科学省のガイドラインどおりやるべきじゃないかと思うんですが、やるというふうに答弁できないんですか、今の時点でも。

○議長（田中 敏靖君） 教育部長。

○教育部長（高橋 光男君） 御質問にお答えいたします。今、業者とも話しまして、代替の可能性も検討しているところでございますので、それらも含めて今、考えております。

以上でございます。

○議長（田中 敏靖君） 22番、田中健次議員。

○22番（田中 健次君） 今後の話はいいんですよ。今後代替のものができれば、それはそれで、ちゃんとパンを、ほかの子がパンを食べているのに家から、例えば御飯を持ってくるなんていうことは非常に周りとの関係でぎくしゃくというのか、好ましくない格好だから、そういった代替のパンが準備できればいいんだけども、これまでパンを食べてこなかった子どもさん、牛乳についてはちゃんとそれは減額するというふうにしてるわけですから、パンについてもそれがなぜ検討するとしか言えないのか、ちゃんとそれは明確にやるというふうに言っていたかかないといけないと思うんですが。

○議長（田中 敏靖君） 市長。

○市長（池田 豊君） 先ほど、部長が答弁いたしましたのは、第一義的にはパンがダメだったら代替食を用意すると、それが無い場合にはもう負担をいただかないという趣旨で答弁したんだと思っております。だから、牛乳と同じような扱いを今年度から3月にはするというごさいます。

○議長（田中 敏靖君） 22番、田中健次議員。

○22番（田中 健次君） 分かりました。そういう形で答弁いただければ、この項の質問は一応これで終わりたいと思います。

○議長（田中 敏靖君） 暫時休憩します。

午後0時 4分 休憩

午後0時 4分 開議

○議長（田中 敏靖君） 再開します。

会議の途中ですが、ここで昼食のため13時10分まで休憩いたします。

午後0時 4分 休憩

午後1時10分 開議

○副議長（曾我 好則君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

議長が所用のため、副議長の私が代わって議事の進行をさせていただきます。

午前中に引き続き、一般質問を続行いたします。

22番、田中健次議員の2項目めの質問から再開いたします。22番、田中健次議員。

○22番（田中 健次君） 質問の第2は、内部統制についてであります。

最初に、内部統制をめぐる簡単な経過を述べさせていただきますが、2017年、平成29年の地方自治法改正で、都道府県と指定都市には内部統制の体制整備や方針の策定が

義務づけられ、その他の市町村についても努力義務が課せられました。法律のこの部分の施行は平成32年、つまり令和2年4月というふうになっております。

防府市では、2021年、令和3年3月の行政監査において、内部統制制度の早期導入に向けた体制づくりに着手されることを望むものであると、最後のまとめで述べられております。

また、昨年、阿武町が誤って4,630万円を振り込んだ問題を受け、知事はその直後の6月の記者会見で、同様のミスを防ぐため、内部統制の体制をしっかりと確保するよう、県内の全ての市町に文書で通知したことを明らかにし、県は昨年8月に内部統制制度に関する研修会を開催し、19市町の職員が参加したとの報道もされております。当該の阿武町は、今年3月に内部統制に関する方針を策定し、4月から施行をしています。

内部統制とは、防府市監査委員の行政監査報告書では、地方公共団体における内部統制とは、住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目的が達成されるために、行政サービスの提供等の事務を執行する主体である首長自らが、組織自体の達成を阻害する事務上のリスクを評価及びコントロールし、事務の適正な執行を確保するための体制をいうと記載され、期待される導入効果として、不適正な事務処理の改善、法令等の遵守の徹底、業務の有効性及び効率性の向上など5点が掲げられています。

防府市では、11月に職員の収賄事件がありました。これを一つのきっかけとして、防府市においても内部統制制度の早期導入に向けた体制づくりに着手されるべきではないかと考えております。

市執行部の御見解をお伺いしたいと思います。

○副議長（曾我 好則君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 田中議員の内部統制についての御質問にお答えいたします。

御指摘のありました、このたびの職員の収賄事件につきましては、市民にとって最も身近な行政機関である市役所において、絶対にあってはならないことだと思っております。改めて反省したいと思っております。

改めて全職員を対象といたしますコンプライアンス研修を実施するとともに、組織のマネジメント力を強化し、職員が常に全体の奉仕者としての自覚を持つ、緊張感のある職場環境づくりに全力で取り組んでまいります。

それでは、内部統制について、お答えさせていただきます。

内部統制とは、業務を適切に、そして、効率的に行えるようにするルールをつくり、それを守る仕組みのことであり、信頼される行政サービスを市民に提供するために、組織内

部にルールや仕組みを構築し、事務の適正な執行を確保していくことは、非常に大切なことであると考えています。

制度としての内部統制については、企業において粉飾決算等の不祥事が多発した中で、平成18年に、会社法や金融商品取引法により、内部統制制度が導入されました。

こうした流れの中で、議員御案内のとおり、令和2年4月に施行された改正地方自治法により、地方自治体における内部統制が制度化され、都道府県と指定都市においては、内部統制体制を推進、評価する新たな部門を設置し、財務に関する事務を必須の対象事務として、内部統制の方針策定や体制整備等が義務づけられ、その他の市町村については、努力義務とされたものでございます。

本市においては、内部統制の考え方に準じたものとして、これまで様々な事務を、適正かつ効率的、効果的に執行するための取組を行ってきています。

具体的には、各部署におけるマニュアル、ガイドライン等の作成による業務や事務の標準化や、これらの情報を全庁で参照できるシステムを活用しての情報の共有化、公務上のミスの報告制度の導入による原因究明と再発防止の取組など、業務を適正に行うための仕組みづくり等を進め、適宜、見直しを行いながら運用しております。

また、昨年8月には、新たな文書管理システムの運用を開始し、保存文書の大幅な削減や文書の検索性の向上など、文書管理の適正化、効率化を進めております。

この文書の電子化に対応し、現在、市役所における文書作成等のルールを定めた手引の全面改定作業を進めており、さらなる文書事務の適正化を図ってまいります。

そして、新庁舎では、新たに、「書かない・待たない・迷わない」窓口サービスの提供を計画しております。

来年1月から現庁舎で新システムを稼働させ、関係課が連携し、試行運用を行いながら、職員誰もが対応できる仕組みを構築し、令和7年1月6日からの、新庁舎での新サービスの提供を目指してまいります。

地方自治法に基づきます内部統制の体制整備等につきましては、先進事例等を収集するなど研究を進め、新庁舎での新たな業務を運営していく中で、体制等を整え、適切な時期に導入していきたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。よろしくお願いいたします。

○副議長（曾我 好則君） 22番、田中健次議員。

○22番（田中 健次君） 先ほど、監査委員の行政監査報告書の最後の部分を、早期導入に向けた体制づくりに着手されることを望むというようなことを紹介しましたが。この行政監査の中で、職員に対するアンケート、これによって、内部統制の必要性だとか重要

性を、職員に認識してもらおうという意味もひっくるめて、アンケート調査をしたというふうを書いてあります。

そのまとめの中で、こう書いてあります。

アンケートの回答からは、職員数及び事務処理時間の不足並びに職員の知識、経験の不足の傾向が見られ、そのことがチェックの必要性（内部統制の必要性）に対する意識の低さの一因になっていることが伺える。あるいは、定期監査等によく見られる誤りについては、受付印漏れなどの単純なもの、法令やマニュアル等の認識不足によるもの、担当者や上司のチェック不足によるものなどがほとんどである。これらについては、担当課長に対し、注意事項として指摘するとともに、全庁へ周知しているが、同様の誤りが繰り返されていることが多く、既存の内部統制の仕組みは十分に機能していないと言わざるを得ない。このように指摘されております。これは2年半前の指摘ですので、現在はこれが改善されていればいいというふうに思いますけれども。そういったことを考えると、新庁舎になってから、適切な時期に取り組むというような御回答でありましたが、今時点でも、まだやれることがあろうと思います。

そういったことでいうと、これは、よその自治体が内部統制体制をつくるということを出している資料の中にあるわけですが、まず、事例の整理というのか、監査での指摘事項等、これが指摘事項、指導事項、留意事項とかいう形で、この自治体では分けておられません。

監査での指摘事項等どんなものがあるか、この事例の整理が、まず1つ。

2つ目に、懲戒処分事例。懲戒処分事例はそんなに多くないと思うんですが。懲戒処分事例、この自治体では、19年間分を調べられたようです。

それから、不適切な事務処理事例。法令点検結果の不適切事例、その他、不適切な事務処理事例。誤って、書類を市民の方に送ったとか、そういったことが時々、防府市に限らず、県内の自治体で時々新聞報道されますが。

こういった事例の整理ということは、今からでもやるべきではないかと思うんですが、こういったことについて、進められるということについて、いかがお考えでしょうか。

○副議長（曾我 好則君） 総務部長。

○総務部長（白井 智浩君） 御質問にお答えいたします。

今の事例の整理、まさに事務ミスがあった場合の報告制度を今、設けておきまして、各所属長から総務のほうに、そういった原因であるとか、そういうことも報告があります。

今、監査のほうの指摘におきましても全庁的に、一部署ではなくて、監査のほうから全体に対して、こういうミスがあったという通知もいただいておりますのでそういうことを、

しっかり各職場でP D C Aを回せる形で情報を共有して、同じミスを繰り返さないというような取組を進めていきたいと。

事例を整理いたしまして、このたび、今、不祥事を受けましてコンプライアンス研修をやっておりますけれども、そういった中でも、手続の適正なやり方であるとか、先ほど懲戒のお話がありましたけれども、防府では、このたびであったり、飲酒の関係であったりで懲戒処分しておりますが、他都市の例も引用いたしまして、それを全職員に周知をしているところでございます。

改めまして、そういった同様のミスを繰り返さないというようなことで、総務のほうで中心になって、事例を全庁で共有して、同じミスを繰り返さない取組を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（曾我 好則君） 22番、田中健次議員。

○22番（田中 健次君） 今、言ったことは、ごく当たり前というのか、そういう形の事務の体制の在り方だと思うんですが。そういったことの延長線上に、内部統制というものがあると思いますので、今からそういうことで進めていただきたいということをお願いしたいと思います。

それで、今回、内部統制について、少し私なりに、いろいろとネットで検索をしたりしたところ、例えば、日本大学の経済学部の教授である石川恵子さんという方が、これはもう3年ぐらい前のメールマガジンですけども、なぜ内部統制の見直しが必要かということで、不適切な経理処理への対応もさることながら、引継ぎのリスクに確実に備えることが大事だと。行政では、業務の引継ぎが口伝であり、前例踏襲で行われてきたと。そういうことが、将来的に地方自治体の組織の硬直化を招く可能性を高めるというようなことが今回、言っております。その背景には、1人当たりの業務量の増加があるというようなことも指摘されております。この辺は、なるほど、あり得る話かなというふうにも思いますので、紹介しておきます。

それから、もう一つ、これは、福知山公立大学の木村昭興教授が、「地方自治体における内部統制の整備・運用と業務改善の取り組み」ということで、これは、今年の2月に東洋学園大学の紀要に発表されておりますのが、インターネットに出ております。

そこで、面白いことが書いてあるなあと思いました。それは、クレッシーというアメリカの犯罪学者が、不正のトライアングルということを言っているということです。不正のトライアングルとは、動機、それから機会——チャンスですね、それから正当化ということの3つがそろった場合に犯罪が起ると、不正が起るといふふうに言っております。

動機というのは不正行為を実行することを欲する主観的な事情、機会というのは不正行為の実行を可能ないし容易にする客観的環境、正当化は不正行為の実行を積極的に是認しようとする主観的事情というふうに説明しております。

この方は、自治体職員を25年やって、大学の先生になられた方なので、自治体の実情もよく御存じだと思うんですが、コンプライアンスの遵守は、自治体職員の基礎になっていると。これは不正のトライアングルの1、動機に該当しており、自治体職員のコンプライアンス意識が欠如していれば、不正な行為が生じるリスクが高まる。

それから、今、自治体が、職員定数の適正化に取り組んで、職員数が減少していると。そのため、業務量が増大して、自治体職員が上司の管理の下で業務を行えない状況が生じたり、1人の自治体職員に業務を任せたりすることがあり得ると。これは、2の機会に該当するものであり、厳しい職場環境になれば不正な行為が生ずるリスクが高まると。職員が減らされたり業務が多くなれば、そういう周りの環境が整ってくると。

あるいは、内部統制の導入を目的化する、あるいは形式的に遵守するとなると、不正行為そのものを合理的な理由で正当化すると。こういったこともあって、これが正当化に該当するものだということがあります。

やる以上は、形式的なやり方ではなくて、きちっとその意味をよく分かるような、そして、職員の士気というのかやる気が、その業務の意欲がなくて、やらされているというかそういう意識が強ければ、こういった正当化の意識が働くのではないかと思います。

そういったことが一つあるなと思いましたので、紹介をして、私のこの問題についての質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○副議長（曾我 好則君） 以上で、22番、田中健次議員の質問を終わります。

○副議長（曾我 好則君） 次は、13番、久保議員。

〔13番 久保 潤爾君 登壇〕

○13番（久保 潤爾君） 「無所属の会」の久保潤爾です。通告に従いまして、2点、質問させていただきます。御答弁よろしく願いいたします。

質問の1点目は、法定外公共物の維持管理についてです。

このことについては、令和5年3月議会の松村議員の質問に対して、本年度から地域のコミュニティ活動拠点である公民館の機能強化や地域活動への支援の在り方を検討するため、地域振興課を移管し、総合政策部を司令塔とした庁内プロジェクトチームを立ち上げ、地域の課題を総合的に検討していくという答弁がありました。また、地域の意見もしっかりと聞きながらパイロット的な事業の実施も視野に入れ、しっかりと取り組んでいきたい

という力強い答弁もありました。この問題が少しずつではありますが、前に進み始めたことを大変喜ばしく思っております。

少子高齢化プラス人口減少という、誰も経験したことのない状況から生じている問題ですので、執行部の御苦勞も大変なものがあると思います。しかし、特に高齢化は着実に進行しておりますので、地域によっては法定外公共物の維持管理は待ったなしの問題になっていくと思われま。よい解決策が見出せるよう、御努力をぜひお願いしたいと思います。

お尋ねいたします。本年度、プロジェクトチームを立ち上げてからの、地域課題解決のための検討内容など、現在までの進捗状況について、お伺いします。

また、差し支えない範囲で、具体的に事業として実施される予定のものがありましたら教えてください。よろしくお願いたします。

○副議長（曾我 好則君） 13番、久保議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 久保議員の法定外公共物についての御質問にお答えいたします。

私は、市民の皆様が住み慣れた地域で安全・安心に生活していただくことが重要であり、その中でも、赤線・青線などの法定外公共物の管理については、地域のことは地域でを原則としつつ、地域の皆様と行政が一体となって推進することが大切であると考えております。

議員お尋ねの、プロジェクトチームにおける地域課題解決の検討内容や進捗状況についてです。

議員御案内のとおり、今年の3月議会において、地域コミュニティ活動の拠点である公民館の機能強化や地域活動への支援の在り方について、庁内プロジェクトチームを設置し、総合的に検討していくと御答弁申し上げたところでございます。

公民館は、生涯学習機能や出張所機能をはじめ、地域コミュニティ機能や防災機能など様々な役割を担っており、法定外公共物等の管理を自治会が実施される場合の、草刈機の替え刃や燃料等、資材支給の窓口としての役割を担っております。

そうした中、公民館の機能強化を図り、地域の様々な課題解決に向け、今年4月に、総合政策部や土木都市建設部等の職員をメンバーといたしますプロジェクトチームを立ち上げたところです。

その中で、各地域に共通した課題であります法定外公共物の管理について協議を進めてまいりました。草刈りや泥上げ等の法定外公共物の管理につきましては、国の多面的機能支払制度による保全会や、自治会の清掃活動等により実施されている一方で、多面的機能支払制度を利用できない地域や、高齢化や人口減少の進んだ地域においては、自治会によ

り管理を続けていくことが困難な場所もあることを改めて確認させていただきました。

そのため、地域のことは地域でを原則とし、将来にわたり法定外公共物を管理していくために、地域の公民館を中心に位置づけ、支援内容等を検討してきたところでございます。その中で、新たに、草刈り機等の貸出し、市の地域支援担当職員の派遣、資材支給の対象品目の追加、作業委託費の補助などを、支援のメニューといたしました。

そのうち、まずは、追加いたしました資材及び作業委託費の補助を活用し、自治会で清掃活動に積極的に取り組んでおられる西浦の女山の自治会において、日頃の活動では管理が困難となっている、水路に繁茂した樹木の伐採作業を行うことといたしました。現在、西浦公民館を中心に、自治会の方々と最終的な協議を進めており、次の日曜日、10日には事業を実施することといたしております。

その結果をしっかりと検証するとともに、来年度は、草刈り機等の貸出しや市の地域支援担当職員の派遣など、そのほかのメニューについても、自治会連合会と連携いたしまして、市内各地でモデル的に実施したいと考えております。

法定外公共物の管理につきましては、地域のことは地域でを原則とし、公民館を中心に、地域と行政が一体となって推進することが大切です。初めての取組であり、様々な課題があると思います。失敗を恐れずに果敢にチャレンジし、防府市ならではの法定外公共物の管理を行えるよう、しっかりと取り組んでまいります。

以上、御答弁申し上げます。よろしくお願いいたします。

○副議長（曾我 好則君） 13番、久保議員。

○13番（久保 潤爾君） 御答弁どうもありがとうございました。

大変、前向きな御答弁であったのではないかと感じております。補助メニューも、草刈り機の貸出し、支援員の派遣、作業委託費の補助というふうに、本当に踏み込んだ形で検討していただいたんだなということを感じております。

1つだけ確認いたしますが、先ほどパイロット事業という言葉も使われたんですが、今、事例でありました、今度、取り組まれる女山の件、これがパイロット事業という位置づけでよろしいでしょうか。市長うなずいておられるんで、分かりました。ありがとうございます。

本当に、私を含め、いろんな議員がこの質問をしてまいりました中で、ようやく動き始めたなというふうに感じておるところでございます。しっかりと進めていただきたいと思います。

1つだけ、ただ、こういった新しい形で始めるに当たって、提言といいますか、執行部にお願いといいますか、それをさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

します。

今、御答弁で、初めての取組であり、様々な課題があるであろう。しかしながら、失敗を恐れず果敢にチャレンジしていきたいというふうに御答弁いただきました。

行政といいますのは、私がこれまで経験した中では、一度、最初にきちっと形をつくって、そして走り出す。それはそれで悪いことじゃないんですが、なかなか途中で方向転換といいますか、方針の変更とかいうのができにくい部分があるのかなというのを感じております。

しかし、繰り返しであります。こういった初めての試みであれば、当然ながら失敗ということ、あるいは、見直しということもあり得るのではないかと思いますので、1つ提言させていただきます。

「行政の無謬性神話」という言葉がございます。無謬とは、理論や判断に間違いがないことで、日本の行政組織には自分たちは間違っはいけない。間違えないために前例を守ると、そういう意識が深く根づいていると言われております。

この無謬性神話が職員に与える影響として、1つ目、政策実施後の見直しがあり得ることを前提に立案しない。インプットを重視して、アウトプットを重視しないということです。2つ目、目的と実態の乖離を発見しても、原因分析を行わずに判断が先送りになる。3つ目、前例踏襲を是として、見直しよりも現状維持を選択してしまう。このような影響があると言われております。

今回の課題に対しても、最初から最善の形で解決策をつくろうとすると、現実的にうまくいかないときに、無謬性神話の影響で判断が先送りになったりするのではないかと思います。先ほどの御答弁の内容からは、そうはならないとは思っております。

民間企業では、走りながら考えるということがよく言われます。行政の仕事にも、この考え方を導入しようという動きがございます。

走りながら考えるということのアジャイルというようですが、アジャイル型政策形成、これをテーマとして、内閣官房行政改革推進本部事務局がワーキンググループからの提言を受けています。この提言のサブタイトルのものが、「行政の「無謬性神話」からの脱却に向けて」となっております。

課題として、無謬性神話にとらわれると問題の先送りにつながり、結果として国民に不利益が生じるということを掲げ、目指すところとして、無謬性神話から脱却し、複雑かつ困難な社会課題に適時的確に対応できる、より機動的で柔軟な行政の転換を挙げています。

また、牧島かれんデジタル担当大臣もアジャイル型政策形成に触れ、状況は常に変化し得るものであることを前提に、まずは挑戦し、事後に柔軟に軌道修正できるよう政策を設

計し、実際に見直すこと。これを推奨されています。

行政に携わる職員の皆さんには、本当はこうしたい、しかし間違っただけをしてはいけないという概念にとらわれすぎて、前例踏襲主義から抜け出せないという面があるのではないかと思います。また、リスクを取って挑戦しても、失敗したら評価が下がるという思いもあるのではないかと思います。

しかし、変化が早く、社会課題が複雑さや困難さの度合いを増し、先を見通しにくい今日の状況下にあっては、大胆に見直しをすることもあることを前提にして、施策を推進していく必要もあるのではないのでしょうか。

先ほど申しましたけど、今回の課題解決に対して、パイロット事業という言葉が市長が使われています。パイロットとは、水先案内人という意味であり、先頭に立って未知の課題に挑んでいくというようなイメージがあります。

そのように事業を推進するのであれば、大幅な見直しがあり得ること、これを職員、ステークホルダー——今回の件では自治会の方です、職員、ステークホルダーともに認識して、施策を進めることが必要になってくるのではないかと思います。

最初からコンクリートするのではなく、見直しは十分にあり得るという前提で、担当職員に制度設計をしてもらい、そして、見直しは失敗ではないとの共通理解を担当課職員全員が持つべきではないかと思います。

そして、リーダーである市長には、「失敗を恐れずに挑戦しろ、フォローはするから」という明確な意思表示を職員に対してしていただければと思います。

御答弁でも失敗を恐れずという言葉があったわけですが、今後も事業内容によっては、こういった、走りながら考えるアジャイル型の政策形成が必要になってくるかと思いますが、市長に御所見がございましたら、ぜひお聞かせください。

○副議長（曾我 好則君） 市長。

○市長（池田 豊君） 今、議員のほうからありましたけれども、私も全く同じ考えでございまして、私は新採の職員の研修、その他の研修等におきましても、申し上げることは2つあります。

挨拶をしっかりしてください。多くの失敗をしてください。多くの失敗をして、そこから学んでください。それが成長します。

そして、多くの失敗をするためには、多くのチャレンジをしなければ失敗をすることさえもできません。

そして、つまらない失敗をしていると、なかなか仕事はなくなるので、前に向かった失敗をしてください。ミスはしてはいけませんけれども、失敗はしてもいいんですというこ

とを申し上げておりました、私自身、公務員生活、誰よりも多くの失敗をしてきたと思っております。そして、その分、修正をしながら、また前に進んできたと思えます。

まさに議員がおっしゃったとおり、市の職員全員が、その思いを持って前に進めば、防府市はよくなると思っております。

ただ、私が議場で申し上げたことは、必ずやるように努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（曾我 好則君） 13番、久保議員。

○13番（久保 潤爾君） ありがとうございます。大変力強く、失敗してもいいというふうに言っていて、職員の方も安心していただけるのではないかと思います。

今後も、政策によっては、もちろん慎重にというものはあるとは思いますが、こういった、一からあるいはゼロからといったものに関しては、どんどんチャレンジしろということを、市長をはじめ、ここにおられる管理職の皆様、職員に、ぜひ、そういう声をかけていただいて、よりよい施策になっていくよう、そして、また特に、この法定外公共物に関しては、本当に試行錯誤をしていただきながら、いいものにしていただけるようお願い申し上げます、この質問を終わります。

それでは、2点目の項目に移ります。下水道事業についてでございます。

下水道事業には、汚水事業と雨水事業がありますが、このうち汚水事業の料金改定についての案が、先日の説明会で議会に示されました。

ここ数年の決算状況を見れば、値上げはやむを得ないと考えますが、下水道管はまだ延伸する計画であり、現在ある下水道管の更新及び維持管理の費用に加え、新規に延伸する下水道管の費用も、これからかかってきます。

そもそも下水道事業は、最初の設備投資は巨額だが、工事が完了すれば十分な料金収入が見込まれ、採算が取れるという、そういう発想で始まった事業であると聞いたことがあります。

これは、事業を始める際には、今後、人口が増え続けていき、都市計画上の市街化区域に多くの人々が住むということが前提になっていると思われれます。しかしながら、御承知のとおり、日本は少子高齢化に伴う人口減少社会となっており、市内の市街化区域も場所によっては空き家が点在し、住む人も少ないというような区域もあるのではないかと思います。

また、浄化槽も普及し、節水意識の高まりから来る有収水量の減少もあります。先日、議会に提出された資料によれば、有収水量は令和2年をピークに減少に転じております。これは、料金収入の大幅な増加は見込めないということです。

説明会では、下水道事業会計の財政収支中長期計画が示され、それによると、現行のまま事業を進めれば、収益的収支においては、令和6年度には当期純利益が赤字になり、以降、赤字額が増え続けると試算されています。

また、資本的収支のマイナス部分を補填するための補填財源は、令和8年度からマイナスになり、こちらも以降、マイナス額が増え続けていくという試算になっています。

純利益の赤字額が増えていくことはもちろん問題ですが、それ以上に、補填財源がマイナスになるということは、必要な支払いができないということであり、これは、民間企業でいえば倒産ということになるのではないかと思います。

このような状況の中、計画どおりに下水道管を延伸していく必要はあるのだろうか、という素朴な疑問が湧いてくるわけでございます。

そこでお尋ねいたします。

1点目、事業を取り巻く状況、財政状況ともに非常に厳しい中、今後も計画どおり下水道管の延伸を行う意義についての、当局の御見解を伺います。

2点目、先に申しましたとおり、現行のまま事業を続けていけば、令和8年度には立ち行かなくなるという試算を出されているわけですが、今後も下水道事業を持続可能な事業とするための当局の御見解を伺います。

以上、2点、御答弁よろしくお願ひいたします。

○副議長（曾我 好則君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。上下水道事業管理者。

〔上下水道事業管理者 河内 政昭君 登壇〕

○上下水道事業管理者（河内 政昭君） 久保議員の下水道事業（汚水）についての御質問にお答えします。

議員御案内のとおり、下水道事業には汚水事業と雨水事業があります。これらの事業は、市民の皆様の安全・安心な生活のために必要不可欠な社会インフラです。本市では、現在この両事業を進めております。

それでは、議員お尋ねの汚水事業について、お答えします。

まず、1点目の、今後も計画どおり下水道管の延伸を続けていく意義について、お答えします。

下水道の目的である、生活環境の向上や都市の健全な発達に寄与し、併せて、海や河川などの公共用水域の水質の保全のために、本市において、下水道の整備は必要であると考えております。

本市の公共下水道は、昭和33年度に公共下水道事業計画区域の認可を受けて、下水道

事業に着手して以来、市街化区域内の下水道管の布設を進めており、令和4年度末で、事業計画面積の約9割は整備が完了しているところです。

現在は、残りの西浦地区、富海地区、大道地区の整備を進めており、この下水道整備が、今後とも地域のまちづくりの一助になると考えています。

また、富海地区においては、一般国道2号の4車線化により、交通の利便性が飛躍的に向上し、新たな生活空間も期待されます。さらに、大道地区においても、一般国道2号の4車線化が計画されていることから、都市形成に欠かせない下水道の整備を、国が示した令和8年度までの完了に向け、今後も計画どおり行うこととしています。

次に、2点目の、今後も下水道事業を持続可能な事業とするための考えについて、お答えします。

下水道事業を持続可能な事業とするため、これまでも、ストックマネジメント計画により、事業の平準化や包括業務委託、節電型機器の導入など、経費節減に努めてまいりました。

しかしながら、施設の老朽化等への対応や、昨今の諸物価の高騰等により経費が増大しており、また、使用料改定を四半世紀据え置いたことで、財政状況は極めて厳しい状況となっていることから、議員御案内のとおり、下水道事業が維持できるように、現在、使用料改定の準備を進めております。

今回の改定を、令和10年度までの5年間とすると、その間の当年度純利益及び補填財源残高が赤字にならないように、使用料の改定をすることとなります。

今後も、計画的、効率的な施設の更新や維持管理を行うとともに、経費節減に努め、可能な限り補填財源を確保していきたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○副議長（曾我 好則君） 13番、久保議員。

○13番（久保 潤爾君） 御答弁どうもありがとうございました。

まだ工事が終わっていない下水管の延伸について、意義のほうを今、説明していただきました。

これから、富海、大道、道も広がっていく中で、都市形成に欠かせないからということで、やっていきたいという、そういう意義があるんだというふうな御答弁だったかと思えます。

ただ、その中で2点目ですが、そういう財政状況が厳しい中、今後も持続可能にしていこうためにはというところで、るる御説明をいただきました。料金改定によって、一応、令和10年度まではというような御答弁だったかと思えます。分かりました。

それでは、何点か再質問をさせていただきます。

現在、耐用年数を経過した下水道管、これは全体の何%でしょうか。また、10年後、20年後には、どの程度になる見通しでしょうか。お願いいたします。

○副議長（曾我 好則君） 上下水道事業管理者。

○上下水道事業管理者（河内 政昭君） お答えいたします。

現在、布設しております下水道管の総延長は約520キロメートルでございます。そのうち会計上の耐用年数——耐用年数というのは、大体、会計上で行っておるものでございますけど、この耐用年数を経過しました下水道管は、令和4年度末で約2.5%となっております。

なお、今後、更新工事等実施しない場合につきまして、10年後には約14.2%、20年後には約34.2%になる見込みでございます。

以上でございます。

○副議長（曾我 好則君） 13番、久保議員。

○13番（久保 潤爾君） 御答弁ありがとうございます。

現在2.5%で、更新工事しなければ、10年後には14.2%、20年後には34.2%ということになります。

当然ながら、更新の工事はされていくわけでございますね。それは計画的にやっていかれるということで、よろしいでしょうか。はい、分かりました。

今、更新等の話をしたんですが、更新もそうですが維持管理、あと耐震化です。こういった費用も、今後、のしかかってくると思います。

先ほど、料金の改定によって、令和10年度までは補填財源を確保したいと、そういう旨の答弁だったかと思えます。

ということは、令和10年度以降、補填財源を確保するためには、また料金の改定は避けられない。こういう認識でよろしいでしょうか。

○副議長（曾我 好則君） 上下水道事業管理者。

○上下水道事業管理者（河内 政昭君） お答えいたします。

下水道事業会計の中長期財政計画は、下水道の使用料の収入及び諸物価や長期金利の状況などを毎年検証して、見直しをしております。

今後も、計画的、効率的な施設の更新や維持管理を行うとともに経費節減に努め、可能な限り補填財源等を確保していきたいと考えておりますけど、厳しい財政状況が続いていけば、今後も算定期間の終了までには、次の使用料改定の検討を進めていかなければならないと、必要があるというふうに考えております。

○副議長（曾我 好則君） 13番、久保議員。

○13番（久保 潤爾君） すみません。今、次の算定期間というふうにおっしゃられたんですが、これは、具体的にはどういう。いつまでってことになるんですか。

○副議長（曾我 好則君） 上下水道事業管理者。

○上下水道事業管理者（河内 政昭君） お答えします。

料金を改定するときには、何年間大丈夫かということ、まず算定期間を設けまして、それに基づいてどのぐらい使用料を改定しなければいけないかというのを計算するわけですが、通常であれば、3年から5年を算定期間としております。

ですから、このたびは、もし、改定を5年間でということにすれば、5年後には、次のまた改定を何年にするか。次を3年にするか、また5年にするかということは、いろいろ考えていかなければなりませんけど、その算定期間でというようなことになるかと思えます。

以上でございます。

○副議長（曾我 好則君） 13番、久保議員。

○13番（久保 潤爾君） 分かりました。やはり、そのときの状況次第だと思いますけど、定期的に考えていかなければならないであろうという御答弁だったかと思えます。ありがとうございます。

先ほど、料金収入の大幅な増が見込めないということ、質問の中でも申したんですけど、下水を通したはいいけれど、なかなか接続してもらえないというような状況もあるやに聞いております。

料金収入を確保するためには、下水道管への接続をしていただかなければならないんですが、今でもいろんな取組はされているかと思いますが、このことについて、何か新たな取組あるいは工夫を考えておられるでしょうか。

○副議長（曾我 好則君） 上下水道事業管理者。

○上下水道事業管理者（河内 政昭君） お答えいたします。

今、議員おっしゃっていただきましたけど、現在も下水道への接続につきましては、戸別訪問をしまして、市民の皆様に説明をしております。

しかしながら、これという新たな工夫というのが、なかなか今、ございませんので、こちらとしましては地道にといたしますか、今後も、丁寧に下水道の意義や接続方法等につきまして、個別で説明をさせていただいて、御理解をいただきたいと、促進をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（曾我 好則君） 13番、久保議員。

○13番（久保 潤爾君） 分かりました。丁寧に下水の意義等を説明していきたいという事で。

それにもちよっと関わるかもしれないんですが。やはり、経営が厳しい状況ということ、十分に御認識されているかと思えます。その状況をしっかりと市民に周知し、理解してもらう必要があると思えます。先ほどの接続に関しても、同じようなことになるかと思うんですけど。

これまでの広報の方法に加えて、何か新しい形での下水道事業の意義、そしてまた、現在の状況について、それを情報発信する、それを何か新しい形等、考えておられるでしょうか。

○副議長（曾我 好則君） 上下水道事業管理者。

○上下水道事業管理者（河内 政昭君） お答えいたします。

現在、防府市上下水道局のホームページに、「上下水道事業について紹介します」という名前で、事業紹介の情報は閲覧できるようにしております。

ただ、これだけであれば、なかなか、やはり見ていただけない。見ていただいても、理解できないというような部分があるかというふうに思っておりますので。今後につきましては、企業会計の仕組みとか、あと経営状況など、これは水道事業も含めてになるかと思えますけど、説明用の動画を作成しまして、ホームページに掲載するなどして周知をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（曾我 好則君） 13番、久保議員。

○13番（久保 潤爾君） 御答弁ありがとうございます。

動画等をされるということで、大変いいことではないかと思いました。上下水道局のホームページも、この質問するに当たって見させていただきましたし、決算の状況を市広報に公表されているかと思えます。

公表されていますが、今、おっしゃられたように、なかなかそれを理解していただけるかということ、難しい部分があります。市広報のあの数字を見て、ああ、今、下水道事業厳しいんだって思っていただけの市民がどんだけおられるか。多分、ほとんど難しいんじゃないかと。言葉も難しいですし、あの表を見た限りで、これが黒字なのか赤字なのかというのは多分、分からないということがあります。

今、発信する中で、経営状況もというふうにおっしゃいましたので、その周知というのはすごく大切になってくる。理解をいただくために、それはすごく大切になってくるん

だと思しますので、ぜひしっかりとした取組をしていただければと思しますのでよろしく
お願いいたします。

すみません、ちょっと1点。これは通告していない質問で、お聞きするのは心苦しいん
ですが。

補填財源を確保していくというお話、さっきに戻るんですけど。令和10年度までに補
填財源を確保すると。その後、改定というふうにおっしゃいました。

料金改定によって、補填財源まで賄えるとお考えなのか、それとも、ある程度、一般会
計から繰り入れないと、ちょっと難しいなと思っておられるのか。そこを確認したいんで
すが、いかがでしょうか。

○副議長（曾我 好則君） 上下水道事業管理者。

○上下水道事業管理者（河内 政昭君） 料金改定につきましては、上下水道局は独立採
算制でやっておりますので、できるだけこの料金で事業を行っていきたいというふうには
考えております。

事業をやる上で、料金をいただくだけでやれるような項目ではないものなんかもござい
ますので、そうしたものは、国の基準で繰出基準というのがございます。その範囲内で、
一般会計のほうからお金をいただいておりますので、その中でできるように、今
後も努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（曾我 好則君） 13番、久保議員。

○13番（久保 潤爾君） 了解いたしました。定められた繰出基準の範囲内でやってい
かれないということ。ぜひ、そのように御努力していただければと思えます。どうぞよ
ろしくお願いいたします。

先ほど、最初の2点目の質問の中で、経営状況を改善するために、いろんな外部委託と
かそういうのをされる中で、節電ということも言われました。

ちょっと御紹介させていただきたいんですけど、御存じかもしれませんが。これは、
令和2年の7月に国土交通省水管理国土保全局下水道部から出されている、人口減少下
における維持管理時代の下水道経営のあり方検討会というのがあって、その報告書があるわ
けなんです。

まず、私も、その言葉がよく分かんないですが、オキシレーションディッチ法による処
理を行っている処理場において、曝気装置の運転時間を工夫することで40%の電力節電
効果を得られる事例があると。

また、高知市で、実証事業で、処理場の改築更新に当たって無曝気循環式水処理技術を

導入することで、従来の標準活性汚泥法による処理に比べ、53%の電力節電効果が得られたという記載もあつたりいたします。

防府市にこの技術が、その処理場の形とか、私も詳しくないんで分からないんですけど。ただ、やっぱり、こういった最新の技術の中で——電力ですから、そんな大幅なあれじゃないですけど。ただ、やっぱり40%、50%カットできるのであれば、この物価高騰の中で、それなりの効果はあるかと思えます。

こういった情報に、常にアンテナを巡らせていただいて、取り入れられるものはどんどん取り入れていっていただいて、少しでも経営の改善につながるよう努めていただきたいと思います。

ちなみに、今、言ったような節電効果のあるような取組というのは、もうされておられるんですかね。そこだけ確認をお願いいたします。

○副議長（曾我 好則君） 上下水道事業管理者。

○上下水道事業管理者（河内 政昭君） お答えいたします。

今、こんだけ効果がありますよという、今、議員おっしゃられたような設備を投入するとかいうようなことは、今、やっていないんですけど。職員が施設を更新していくときには、節電効果がある機器を入れてやっていくというようなことで、対応はしております。

あと、今のいろんな処理の方法等については、今、本市の浄化槽につきましては、恒久処理という方法でやっておるんですけど、これが高度処理とかいろんな新たな方法がございますので、そうしたものを入れればどうなるかというようなことは、いろいろ検討していきたいとは思いますが。何せ、莫大なお金がかかってまいりますので、その辺の費用も十分勘案しながら、進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（曾我 好則君） 13番、久保議員。

○13番（久保 潤爾君） 分かりました。いずれにしても、更新時に考えていくのが一番いいのではないかと確かに思いますので。だから、いろんな情報を常に入ってくるような状態を保っていただければと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

時間ありますけど、それでは、ちょっとまとめさせていただきます。

冒頭の御答弁で、下水道というものが豊かな水環境の保全あるいは公衆衛生あるいは都市形成、そういった面から必要なインフラであるということは理解いたします。それであるからこそ、将来にわたって持続可能な事業であるようにしなければならないのではないかと考えます。

先ほど、省エネの技術もちょっと御紹介いたしましたけれど、あとは、先ほど申しまし

た下水道管への接続を促すための取組。これは、可能か分かりませんが、いろいろ調べる中でありましたが、汚泥を活用しての新たな収益事業の模索であったりですとか、デジタル技術の活用による業務の効率化、そして、場合によっては、事業全体に対して見直しをかけること、考えられることを総動員して、下水道事業が持続可能なものとなるよう努力していただきたいと思います。

私は、質問する前は、一般会計からの繰入れが増えていくんじゃないかと、ちょっと不安に思っていたわけですが、先ほど管理者のほうから、繰り出しの基準内でやっていくんだということを言っていただきました。少し安心したわけですが。

しかしながら、厳しい状況には変わりはありません。原則、独立採算制の企業であるということを常に念頭において、今後の経営にしっかりと取り組んでいただきたい旨をお願い申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（曾我 好則君） 以上で、13番、久保議員の質問を終わります。

○副議長（曾我 好則君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾我 好則君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。お疲れさまでした。

午後2時 4分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年12月6日

防府市議会 議長 田 中 敏 靖

防府市議会副議長 曾 我 好 則

防府市議会 議員 青 木 明 夫

防府市議会 議員 梅 本 洋 平